

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

	<p>(1)外国人住民の住民税納付率と未納対策について 質問内容: 静岡県浜松市のホームページに、外国人の市税の納付率が平成20年で全市民平均の90.79%を大きく下回り46.7%だったということが掲載されていました。 http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/life/zei/zei_sugata/21honpen/4.7.htm 浜松市に問い合わせたところ、平成21年では43.8%と下がり、全体の滞納分の25%を占めるということも分かりました。これは浜松市だけの状況でしょうか。〇〇市(区町村)における外国人の住民税納付率を教えてください。なお、浜松市では外国人の未納対策として特別のグループを作り各種取り組みを行っているようですが、〇〇市(区町村)でも対策をしているようであれば教えてください。</p>	<p>(2)外国人住民に対する生活保護支給調査について: 本国在住の扶養義務者への調査をどのように行っているか。国籍による違いを具体的に教えてください。 質問内容: 生活保護を支給する前に行うこととなっている扶養義務者の現況確認について質問です。日本人の場合、戸籍による確認や扶養義務者の収入確認が法律により行われていることと思います。外国人住民の場合にはどのように確認を行っていますか? 母国の政府や親族に問い合わせをされているのでしょうか? また、国籍によって扶養義務者の現況確認の仕方は違いますか? 生活保護受給者が中国人、韓国人、ブラジル人、日本人の場合それぞれの確認方法を具体的に教えてください。日本人より外国人の方が生活保護を受けやすいという話を聞きますので実情を知りたいと思います。</p>	<p>再調査: 納税率について 質問内容: 外国人の税金の納付について疑問があります。市民税の賦課期日はその年の1月1日とされていますが、その通知及び納期は6月とされています。(1)1月1日の当市に住所があった外国人が6月の通知前に再入国の許可を得ずに出国した場合の市民税の課税はどのようになりますか? (2)そのような外国人に課税する場合その通知及び納付はどのようにおこなっていますか? (3)そのような外国人の身元保証人に本人の連絡先の調査など納税の協力依頼はしていますか? (4)大使館や現地政府への問い合わせは行っていますか? (5)外国人が帰国したためどうしても連絡がつかないなど納税が困難で未納になっている場合、納税率に反映させておられますか、それとも納税率からは削除していますか?</p>	<p>再調査: 生活保護について 質問内容: 生活保護を受ける方が保有する資産調査も行うと思いますが、外国人が母国で保有する銀行の預金や証券や不動産の調査は行っていますか? 行っている場合どのような方法でどのような法律または条約を根拠に行っているかご回答お願いいたします。</p>
青森県	弘前市	<p>基本的に生活保護法第1条により、外国人は生活保護法の対象となりませんが、生活に困窮する場合は、生活保護の決定実施の取扱に準じて必要と認める保護を行うこととなっております。具体的には、生活保護法は国民のための法律であるため外国人は適用されませんが、生活に困窮する場合は、下記の事項等の手続きを経て、保護費等が扶助されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.外国人登録法により登録した当該生活困窮者の居住地を管轄する保護の実施機関に対し、申請者及び保護を必要とする者の国籍を明記した保護の申請書と有効な外国人登録証明書を呈示。 2.前号の証明書等を受領した場合は、申請内容、登録証明書の記載内容を確認。 3.確認後に要保護状態と認められた場合、居住地の管轄する都道府県知事に報告。 4.報告を受けた知事は、要保護外国人が、属する国の代表部若しくは領事館等に確認し、実施機関に通知。 <p>※外国人の生活保護の流れは上記の通りですが、台湾人、朝鮮人については前号の3、4の手続きは、当分の間必要としないこととなっております。</p> <p>以上、ご回答いたしますが、ご照会の中国人、韓国人、ブラジル人についての区別はございません、また、母国の親族の確認はしておりますが、扶養照会については、ケースバイケースとしております。(親族が日本国内に居住されている場合は照会文書等で扶養援助の要請を実施しております。)</p>	<p>(1)(2)1月1日に当市に住所があった外国人の方が、6月の納税通知書発送前に帰国された場合には、通常通り課税後、退職前の勤務先等を通じて日本での納税管理人を聞き取りし、その方宛に納税通知書を発送しております。</p> <p>(3)納税管理人等には納税についての協力をお願いしています。</p> <p>(4)現在のところ問い合わせを行った例はございません。</p> <p>(5)収納率から削除しておりません。</p>	<p>外国人から保護の申請があった場合、保護の受給要件を満たしているかどうかを判断するため、申請者の資産および収入の状況について申請者から書類を提出してもらい、資産および収入の状況が不明な場合は生活保護法第29条に基づく調査を行っております。調査先は、各金融機関や生命保険会社、官公署等ですが国内に限っておりません。申請者が母国に有している資産等については、申請者の申告のみで調査は行っておりません。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

青森県	黒石市	<p>本市における個人住民税の収納率は、平成21年度が96.8%、22年度が97.4%となっております。そのうち、外国人の収納率は21年度が96.4%、22年度が100%となっております。なお、外国人の未納対策として特別な取り組みは行っていません。</p>	<p>ここ数年間は、外国人住民の申請はございません。生活保護法第1条により、外国人は適用対象外ですが、取扱要領により、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては、一般国民に対する取扱に準じて必要と認める保護を行うこととされています。保護を申請した外国人については、当然一般国民に対する場合と同じく保護決定に必要な種々の調査を行うこととなります。しかし扶養義務者調査については、言語・文化等の違いから母国への文書照会、実施調査は難しい状況にあります。申請時に外国人登録証明書から国籍等の確認や本人または受入先、斡旋先など関係者ら周囲から聞き取りするなどして調査を進めていくこととなります。中国・韓国・ブラジル人に対する調査についても同様で大きな違いはありません。詳細な調査を要しないことから、日本人より外国人の方が保護を受けやすいという感じを持たれるのと思われませんが、外国人に対する保護は、法律上の権利として保障したものではなく、単に一方的な行政措置によって行われているもので、保護を受ける権利が侵害されたとしても日本人とは違い不服申し立てをすることはできないとしています。</p>	<p>(1)課税される場合は、納税義務を負うこととなります。 (2)納税通知書等の書類の送達については、出国先の住所または居所が判明しており、かつ送達につき出国先の国と国交がない場合、あるいは国際郵便に関する条約関係がない場合等、困難な事情がない限り、郵便等により送達することとなります。納付については、郵送された納付書にて納付していただくこととなりますが、不可能な場合は、ほかの納付方法について相談に応じます。 (3)滞納となった場合には、本人との連絡がつかないときなど、身元保証人等の関係者に調査を行います。 (4)上記のような事例がないため、行ったことはありません。 (5)反映します。</p>	<p>外国人の生活保護の適用については、生活保護法を準用した形で運用している状況です。外国人の保護決定に必要な調査については、一般国民と同じくしなければならないこととなっておりますが、生活保護法は国内法で法的根拠や条例等はなく、言語・文化等の違いからも母国で保有する銀行の預金、証券、不動産を文書で調査することは著しく困難です。よって、本人または受け入れ先、あつせん先など関係者から聞き取りするなどして調査をしていくこととなります。</p>
茨城県	土浦市	<p>土浦市の外国人登録数は3,469人(平成23年3月31日時点)です。現在、市税滞納整理に当たっては、「日本人」、「外国人」との区別は行っておりません。また、特別に外国人を対象とした収納対策等は行ってはおりませんし、統計もとっていない状況です。しかしながら、紹介いただいた浜松市の事例を見て、今後は「検討すべき課題」と考えております。</p>	<p>外国人住民に対する生活保護については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)」により、永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者の在留資格を有し外国人登録証を持つ外国人に対して、法律上の権利としてではなく、人道上、国際道義上の観点から一方的な行政措置として、生活保護法を準用して保護を行っております。扶養義務者の現況確認については、日本人においては戸籍による親族の確認を行い、扶養義務調査を実施しております。中国人、韓国人、ブラジル人を含む外国人の方については、戸籍が無いため親族の状況は本人の外国人登録原票や扶養義務者状況申告書により確認し、国内に居住する親族へは扶養義務調査を実施しております。しかしながら、国外の親族へは生活保護法による調査権が及ばないため実施しておりませんが、本人に対し親族から援助してもらえるかどうかを確認するように指導しております。日本人より外国人の方が生活保護を受けやすいかについては、日本人と同様に実態調査や資産調査等を適正に実施しておりますので、一概には言えないものと考えております。</p>	<p>(1)出国にかかわらず当該外国人に課税されます。 (2)すべての納税者に納税通知書(納付書)を郵送しています。納税通知書が居所不明で戻ってきた場合には、「公示」をすることにより納税者に納税通知書が到達したとみなします。納付については、各納税者の状況によることです。 (3)居所不明の場合には、関係者に情報を得ることも含め現地調査を行います。 (4)行ってはおりません。 (5)未納状態であれば、「滞納」として扱い、収納率に反映いたしません。滞納者の所在及び差し押さえ等ができる財産がともに不明であるときは、一定期間経過観察の後に納税義務を消滅させ、収納率には反映されなくなります。</p>	<p>外国人が母国で保有する銀行の預金や証券や不動産の調査についてですが、国外資産への調査は生活保護法による調査権が及ばないため実施しておりません。しかしながら、本人からの聞き取りにより国外に資産を保有していることが判明した際には、その活用を図るように指導しております。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

群馬県	藤岡市	<p>平成22年度 住民税(普通徴収分)(※1)の納付率について回答いたします。当市における国籍別住民税集計(日本人・外国人別)を調べましたところ、日本人納付率が92.19%、外国人の納付率が75.66%になります。また、外国人の納付率は全体の滞納分の2%を占めております。当市の場合、外国人の人数も割合も少ないので(※2)、外国人未納者への特別の対策はしていません。</p> <p>※1普通徴収・・・納税義務者本人が直接税金を納めること⇔特別徴収・・・税金が給料や年金から天引きされること</p> <p>※2藤岡市・浜松市の人口(平成22年10月1日現在)</p> <p>藤岡市・・・69,676人(住民基本台帳=69,157人(99.3%)・外国人登録=519人(0.7%))</p> <p>浜松市(浜松市HPより)・・・820,317人(住民基本台帳=792,788人(96.6%)・外国人登録=27,529人(3.4%))</p>	<p>《中国人・韓国人・ブラジル人について》 藤岡市では現在上記国籍の生活保護受給者はおりませんが、外国人の扶養義務調査については、外国人の登録原票の確認や、本人からの聞き取りにより、申請者の生活状況及び扶養義務者を把握し、日本在住の扶養義務者がいる場合には扶養義務調査を送り、調査をします。外国居住の扶養義務者については、本人に確認を依頼することになりますが、本人の申請や聞き取り内容に疑問点や矛盾がある場合には、入国管理局に確認をすることも検討する事になります。</p> <p>《日本人について》お問い合わせのとおり、生活保護申請者の戸籍をとりまして、扶養義務者の確認を行い、扶養義務調査を行っております。</p>	<p>(1)1月1日現在、日本に居住して1年以上経過した方、または、居住して1年未満だが、通常1年以上継続して居住することを必要とする職業を有する方については、市県民税所得割・均等割ともに課税されます。</p> <p>(2)公示送達にて通知しています。</p> <p>(3)国内における現地調査を行っておりますが、身元保証人に連絡先を聞く等の協力依頼はしていません。</p> <p>(4)大使館、現地政府に対する問合せは、原則行っておりません。</p> <p>(5)納付率に反映させております。</p>	<p>扶養義務調査と同様、本人からの聞き取りにより日本国内に保有している資産等があると確認された場合調査対象としますが、母国における資産については、資産台帳等の管理形態、調査の方法等も確立されていない為、調査範囲には含まれていないのが現状です。</p>
埼玉県		<p>(知事より)</p> <p>外国人住民の住民税納付率についてですが、国籍別での納税率は県として把握していません。ちなみに平成21年度の県内市町村全体の個人市町村民税の納税率は89.9%です。外国人住民の未納対策についてですが、言葉の壁を取り除くため、県内市町村の中では、納税催告書等を各種外国語に翻訳したり非常勤職員の通訳による納税相談を行っている団体があると聞いています。県でも県ホームページに外国人住民向けに「埼玉県暮らしのガイド」を掲載しており、この中で納税についてお願いをしています。さらに課税と徴収の事務を県税の分も一括して行う市町村においては、納税催告センターによる催告の強化を行うなど、国籍を問わず未納者への徴収対策を強化しています。さらに、県の税務職員を市町村へ派遣したり、市町村に代わって高額困難な滞納事案を県が直接徴収するなど、積極的に市町村支援を行っています。</p>	<p>(知事より)</p> <p>外国人住民に対する生活保護支給調査についてですが、日本人については、戸籍により扶養義務者の状況を把握するとともに、本人から親族の状況を聞き取り、扶養の可能性のある親族に対して援助を求めています。外国人に対する生活保護の適用に当たっても、日本国内においては、一般の日本人と同様に、預貯金や資産調査のほか、扶養義務者の調査を実施します。しかし、外国政府や外国の親族への調査は、法的な権限が無いことから、実施することは不可能です。外国人に対する生活保護は、昭和29年の国の通知にもつき、当分の間、日本人に準じて実施するものとされています。その後50年以上が経過し、社会情勢も大きく変化しましたが、何ら対応が行われていないのは問題です。このため、私は昨年8月、直接国に赴き、外国人に対する生活保護の抜本的な見直しを強く要望しました。引き続き、日本人、外国人に関わらず、適正な保護を実施するよう、福祉事務所に対して指導していきます。</p>	<p>(1)1月1日の当市に住所があった外国人が6月の通知前に再入国の許可を得ずに出国した場合の市民税の課税についてですが、個人の市町村民税は、その年の1月1日に当該市町村に住所を有する者及び1月1日に事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村に対して住所を有しない者に対して、当該市町村が課税することになります。通知時点の住所地は考慮されません。(地方税法第294条第1項第1号、第2号、第318条)</p> <p>(2)そのような外国人に課税する場合その通知及び納付はどのように行っているかについてですが、個人の市町村民税の納税義務者が当該市町村内に住所を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村内に住所を有する者のうちから納税管理人(納税義務者の代理人)を定めて市町村長に申告することが義務付けられています。(地方税法第300条)このため、課税通知の受理及び納付は納税管理人が行うこととなります。なお、個人の住民税は課税・徴収の事務を県分も一括して市町村が行っています。</p> <p>(3)以下の御質問については、個別具体的な事項ですので、各市町村の対応状況については県では把握していません。</p>	<p>お尋ねの外国人に対する外国での資産調査は、条約や法的な権限が無いことから実施することは不可能です。このため、福祉事務所では、国内の金融機関に対する資産調査の他、家庭訪問や本人からの聞き取りなどを通じて、資産や生活実態の把握に努めています。県としては、適正な保護を実施するよう、引き続き福祉事務所に対して指導してまいります。</p>
埼玉県	さいたま市	<p>さいたま市では、外国人に限定しての市税納付率算出や対策は行っておりませんが、市全体としての対策を行っております。</p>	<p>外国人は生活保護法第1条及び第2条により法の適用対象とはなりません。しかしながら、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人につきましては、昭和29年5月8日付け厚生省社会局長通知により、生活保護法による保護に準ずる取扱いをすることとされております。法の準用となる外国人につきましては、その国籍を問わず、扶養義務者が日本国内に居住する場合、扶養照会を行っておりますが、母国に居住する親族に対しては、法の効力が及ばないと考えられることから、扶養照会は実施していません。申請時に有効な外国人登録証明書の呈示を受け、生活実態、家族構成、稼働状況、収入状況等について、申請者本人に協力を求め、保護の要否を決定しております。</p>	<p>(1)出国前に、納税を代わって行う「納税管理人」を定めていただきます。</p> <p>(2)納税通知書については、納税管理人あてに送付します。本人には送付されません。</p> <p>(3)当該外国人の納税管理人、身元保証人、居住地の大家、勤務先などに本人の生活状況等の調査、本人への連絡の依頼を行うことはあります。</p> <p>(4)本来、調査は国税徴収法第141条又は第146条の2に基づき他機関に対して行われますが、大使館や現地政府は国内の法律の範囲外となるため、問い合わせは行っておりません。</p> <p>(5)外国人の方が未納になっている場合でも、納税率に反映させております。</p>	<p>生活保護法の準用となる外国人につきましては、その国籍を問わず、母国で保有している預金や不動産等の資産を調査する権限につきまして、法の効力が及ばないと考えられることから、実施していません。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

埼玉県	東松山市	<p>平成22年度における外国人による納付率は約60%で全体の納付率は91%です。未納者に対して特別な対策はとっていません。担当は収税課です。</p>	<p>外国人の方は、生活保護法の適用対象とはなっておりませんが、厚生労働省からの通知により、同法に準ずる取扱いをすることとされております。対象となる外国人の方は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する者となっております。扶養義務者の状況確認につきましては、国内に身内の方がいる場合については電話及び文書で調査を行っております。海外においても、可能な限り電話等で調査をするようにしております。(国による調査方法の違いはございません。)また外国の方でも、保護を申請された場合には、家庭訪問を行い生活の困窮状態を調査するとともに、健康であれば就労指導、病気等の場合は検診命令を行い就労可能かどうかを確認しております。</p>	<p>(1)(2)住民税の納税義務を有する場合で納税通知書発送時に出国されているときは、納税管理人に通知します。なお、納税管理人指定がない場合は、公示送達します。 (3)身元保証人は、把握していません。 (4)問合せは行っていません。 (5)未納として納税率に反映させています。</p>	<p>資産調査につきましては、生活保護第29条に基づき官公署や金融機関、雇用主その他関係人に調査を実施しておりますが、海外の場合には生活保護法の適用がされておきませんので、本人及び関係者からの聞き取り調査が中心となります。</p>
埼玉県	秩父市	<p>当市においては、約600人の方(平成21年度末)が外国人登録をされており、この数は、全人口の1%弱の割合となっております。また、個人住民税の納付率(収納率)は、平成21年度現年課税分が97.6%で、埼玉県内の40市中4位にランクするなど、例年、高い納付率を維持しております。このため、浜松市とは状況が異なり、当市では、今のところ、外国人による滞納について重大な問題となっておりませんので、日本人と外国人を区別して納付率を算出してはおりません。なお、滞納対策については、税負担の公平性の観点からも、日本人と外国人を区別することなく、法に基づく適切な滞納整理に努めておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	<p>まず、前提といたしまして、外国人に対しては生活保護制度の適用はございません。生活保護制度は、生存権を保障する憲法第25条を根源とするものですが、憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定していることから、生活保護法は日本国民のみを対象としております。しかしながら、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、国際道義上、人道上の観点から、国からの通知に基づき、予算措置として、生活保護法を準用している状況でございます。 生活保護の決定に際しましては、要保護者の扶養義務者(民法第877条第1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」)に対し、扶養義務の履行について、原則実地調査及び書面による調査を行っております。これは、生活保護法第4条2項「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」との、保護の補正性の原則に基づいたものです。 扶養義務者の把握にあたっては、要保護者が日本人の場合、要保護者からの聞き取り、戸籍調査等に拠っておりますが、要保護者が外国人の場合は、原則聞き取りによることとなります。この時点で、扶養義務者が国内に居住していることが判明した場合、書面等により調査を行っておりますが、調査方法については、中国人、韓国人、ブラジル人といった国籍による差異はございません。なお、扶養義務者が国外に居住している場合の調査は、行っておりません。また、要保護者の母国への戸籍調査及び資産調査等についても、行っておりません。外国人に対しましては、保護の準用であるため、調査に関する法的な権限がないこと、調査に関する国際的な取り決めが存在しないこと等により、実質的に国外への調査が困難となっております。これらにつきましては、一地方自治体での対応は困難であることから、今後、国による法及び制度等の制定または改正が実施された場合は、それらに基づいた対応が可能かと思われれます。</p>	<p>(1)市民税は、賦課期日(1月1日)現在の住所地で課税されますので、6月の通知前に出国した場合でも秩父市で「課税」されます。 (2)、(3)納税通知書の送達については、まず、出国先の住所が分かる場合は、住所地に郵便等により送達することになります。しかし、出国先の住所が分からない場合は、身元保証人など関係者に連絡しますが、それでも分からない場合又は住所は分かるが出国先の国と国交がない場合、あるいは国際郵便に関する条約関係がないなどの場合は、公示送達(こうじそうたつ=法的に送達したものとする手続き)することになります。なお、出国者が納税管理人を選任していれば、当該納税者がしなければならぬ税金に関する事務を委任されていますので、その方に連絡することになります。 (4)今のところ問い合わせ事例はありません。 (5)未納として納税率に反映させています。</p>	<p>外国人生活保護受給者が母国で保有する銀行の預金、証券及び不動産に関する調査につきましては、結論を申し上げますと、行っておりません。平成23年5月20日に「何でも投書箱」にお寄せいただきましたご質問に対する回答である、『受付番号39号「外国人住民に対する生活保護支給調査について」』において説明させていただきましたとおり、「適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、国際道義上、人道上の観点から、国からの通知に基づき、予算措置として、生活保護法を準用している状況」であるため、外国人に対しましては、調査に関する法的な権限がないこと、調査に関する国際的な取り決めが存在しないこと等により、実質的に国外への調査が困難となっております。なお、これらにつきましては、一地方自治体での対応は困難であることから、今後、国による法及び制度等の制定または改正が実施された場合は、それらに基づいた対応が可能かと思われれます。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

埼玉県	川越市	<p>本市では、外国人住民の住民税納付率を算出しておりません。また、外国人に対する未納対策につきましては、通常の催告・納税相談・差押え等の滞納整理によって対応しております。なお、今後、外国人住民の市税収入率を算出することも検討していきたいと考えております。</p>	<p>1.申請がされる。2.申請者の申告により扶養義務者の氏名、住所等を把握する。3.さらに必要があるときは、福祉事務所が戸籍謄本等により扶養義務者の氏名、住所等を把握する。4.2及び3で把握した扶養義務者に、その職業、収入、金銭的援助の可否、扶養・引き取りの可否等について尋ねる文書を送付し、回答を求める。また、扶養義務者が川越市内に居住している場合は、家庭訪問して面接し、同様の内容を聴取る。 次に外国人に対する調査ですが、日本国内に居住する扶養義務者には上記と同様に取扱っておりますが、国外に居住の扶養義務者に対しましては、日本の法律(生活保護法)が及びませんので実施できません。生活に困窮する外国人に対する生活保護の適用は、日本人に準じて行うとされております。調査決定にあたりましては、法に照らし公平・公正を基に適正な実施に努めております。</p>	<p>(1)市県民税は、1月1日が基準日(賦課期日)なので、本市に住所があった場合は、課税されます。なお、当該外国人の方の出国日を確認してから課税処理をしています。 (2)本人もしくは、世帯状況等により、納税通知書を送付し、納付をお願いしています。納税通知書が郵送戻り等で戻ってきませんでした場合は、公示送達の手続きを行い、告示して到達したものとみなす処理を行っています。 (3)本市の場合、身元保証人ではなく、当該外国人の方に納税管理人を設定してもらい、その納税管理人に対して、納税をお願いしております。 (4)行っていません。 (5)納税率に反映させています。</p>	<p>お尋ねいただきました「生活保護を受ける方が保有する資産調査」につきまして、お答えいたします。お尋ねの件につきましては、行っておりません。</p>
埼玉県	新座市	<p>御指摘にありました浜松市は、日系ブラジル人等の入国により、いわゆるブラジリアンタウンが形成される等、外国人居住者が集中する地区が見受けられます。そこで、浜松市は、平成13年の「外国人集住都市会議」(東海、中部地方を中心に28都市が加盟し、外国人に対する様々な取り組みを積極的に行う組織)設立に関わる等、早くから外国人に対する様々な施策を実施してきており、住民登録に占める外国籍市民の割合は、3.95パーセント(32,536人)となっております。一方、本市では、外国人居住者が集中するような地区は見受けられず、また、住民登録に占める外国籍市民の割合は1.53パーセント(2,451人)にとどまり、浜松市と比較すると、割合としても実数としても大きな差があります。こうした環境の違いから、本市においては、これまで外国籍市民のみを対象とした収納率等の統計は取っておらず、外国籍市民に対する特定の徴収対策も実施しておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。なお、参考までに、本市における市県民税普通徴収平成22年度現年度課税分滞納額は、市全体で5億8,400万円、うち外国籍市民に係る滞納額は1,400万円(2.4パーセント)となっております。</p>	<p>生活保護の支給に関しまして、本来、外国籍市民は生活保護法の適用対象とならないため、生活保護支給対象にもなりません。人道上の観点から、日本人に準じた取扱いを行っております。このため、国籍の区別なく、日本人と同様に、生活保護法第4条に基づく保護の補足性(能力・資産・扶養等)に係る調査を実施しております。しかしながら、御質問にありました扶養義務者への調査につきましては、国内に在住している扶養義務者への調査は実施しておりますが、保護申請者の母国にいる扶養義務者への調査は実施できないのが現状です。また、各市町村にある福祉事務所は、外国籍市民(朝鮮人及び台湾人を除く)の保護申請及び保護開始が決定した時点で、各都道府県知事へ報告を行っております。これを受け、各都道府県知事は厚生労働省へ報告を行い、厚生労働省から外務省を通じて該当国の大使館や領事館へ連絡をしておりますので、生活保護を受給していることは該当国の政府へ伝えられております。昨年6月には、生活保護受給目的で入国する外国人の問題が報道されました。この問題以降、全国的に外国人からの保護申請があった場合は、より慎重な調査を行う方向となりましたので、日本人よりも外国人の方が生活保護を受けやすいということはないことを御理解いただきたいと存じます。</p>	<p>賦課期日である1月1日現在、本市に住所があった外国籍市民が、6月の納税通知前に再入国の許可を得ずに出国した場合の市民税の課税及び納付については、「外国人に対する個人住民税の取扱いについて(自治省税務局長通達)」によりますと、「個人の住民税の賦課期日(1月1日)まで引き続いて1年以上法施行地に居住している外国人等については、賦課期日現在の居住地に住所があるものとして、均等割及び所得割を課す。また、このような外国人等が賦課期日後に出国した場合においても、その納税義務は消滅しない。」とあります。実際の事務処理上は、出国前に納税管理人の指定届を提出していただき、当該納税管理人に対して課税し、納税していただくこととなります。また、納税管理人の指定届が未提出で納税通知書が郵便局から返戻された場合には、外国人登録原簿の住所地を現地調査し、居住の有無が不明の場合には、日本に滞在していると判断し、公示送達を行うことにより納税通知書が送達されたことになり、課税が成立します。徴収(納付)については、課税成立後、当該期別税目が滞納となった時点で通常の納税者と同様の滞納整理を行います。次に、身元保証人に対する連絡先の調査等の協力依頼及び大使館や現地政府への問合せにつきましては、滞納整理に必要であれば、税法上許される範囲の連絡先へ問合せ等を行います。次に、外国籍市民が帰国したため、どうしても連絡がつかないなど納税が困難で未納になっている場合につきましては、納税率に反映させております。</p>	<p>本市における生活保護受給世帯数は1,734世帯(平成23年12月1日現在)で、そのうち外国籍市民の世帯数は8か国47世帯となっております。国籍別の世帯数は多い順に、フィリピン29世帯、朝鮮・韓国8世帯、中国5世帯、イラク1世帯、イラン1世帯、インド1世帯、インドネシア1世帯、ベトナム1世帯となっております。次に、受給に対する公平性につきましては、生活保護法(以下「法」という。)第2条の定める要件を満たす限り、この法律による保護を受けることができるため、法の下に公平性は確保されております。なお、法の定める要件に含まれていない事項につきましては、判断基準としておりません。次に、資産調査につきましては、法第29条に基づいて調査を実施しておりますが、外国に保有する資産等に関しては権限が及ばないため、調査を実施しておりません。なお、生活保護受給者は、法第61条により生活保護の申請時に資産状況等を正しく申告し、その状況に変動があったときには、速やかに届出を行う義務がありますので、申請内容を偽ったり、届出の義務を怠った場合には、法第78条に基づき、その費用の全部又は一部を徴収することとなります。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

<p>神奈川県</p>	<p>横浜市</p>	<p>市税は市の財政を支える大変重要な財源ですの で、横浜市ではその未収対策に力を入れている ところ。税をご負担いただくにあたりまして は、公平であることが大切なことです。そこで、横 浜市では市税の納付については、国籍にかかわ らずご理解とご協力をお願いしていますので、特 に外国籍であるからということで集計はしておりま せん。なお、横浜市では、外国の方向けに5か国 語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガ ル語)と簡単な日本語で表記したホームページの 設置や外国の方向けの印刷物等を用意し、市税 に対してご理解いただくことで未納の発生を防止 するよう努めています。また、横浜市では、市税 の未収対策として滞納発生を防止するため、口 座振替やコンビニ納税等の促進や電子収納な ど、納付しやすい納税環境の整備を進めるとも に、未納の方の状況に応じた的確な滞納整理を 促進することにより市税の収納率の向上と未収 額の縮減に取り組んでいます。</p>	<p>生活に困窮する外国籍の方に対しては、厚生労働省の通知 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」 に基づき、生活保護法に準じて保護を実施しています。この ため、生活保護法の準用による保護決定の際には、生活保 護法による保護の決定の際と特段取扱いを変えてはいた しません。ただし、外国籍の方に対しては戸籍等での親族調査が できないこともあり、外国人登録地の調査など可能な範囲での 扶養義務者の調査となっています。引き続き生活保護の適正 な実施に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。</p>	<p>1月1日の賦課期日に居住者であった外国人が納税通知書の発 送前に帰国した場合であっても、課税はしています。出国される 場合、一般的には納税管理人を定めて申請していただき、納税 管理人宛てに納税通知書を送付しています。本人への連絡先の 調査については、賦課関係帳簿、住民票・外国人登録原票等に よる調査及び前勤務先等への調査を行うこととしています。ま た、未納分は未納の理由にかかわらず、納付率に反映されてい ます。</p>	<p>(1)生活保護法上の扶養調査については、まず夫 婦のほか、直系血族及び兄弟姉妹とこれら以 外の三親等内の親族で家庭裁判所の審判を受 けた者の存否を確認することとなります。この確 認については、要保護者からの申告を基本とし て、必要に応じて戸籍謄本等によって行っていま す。そのうえで、夫婦間や未成年の子の親など の重点的扶養能力調査対象者や扶養の可能性 が期待されるその他の扶養義務者に対し、文書 等での照会を実施しています。 (2)外国籍の者に対しても生活保護を準用して 行っているため、取扱いの考え方を変えたりはし ていません。ただし、戸籍の調査などができませ んので、ご本人からの申立てなどで判明した範囲 で、扶養が期待できる場合に文書で行っていま す。 (3)個別の事情によっては、大使館あてに調査す ることはありますが、一律には実施していません。 (4)母国にいる親族から保有する銀行の預金など の写しの提出を受けた事例などはありますが、一 律の調査は行っていません。</p>
<p>神奈川県</p>	<p>鎌倉市</p>	<p>鎌倉市の外国人居住者(外国人登録されている 者)は約1,200人で、全人口に占める割合は約 0.7%となっています。また、鎌倉市の平成21年度 における住民税(市県民税)現年度分の全体納付 率(徴収率)は、97.82%となっています。住民税(市 県民税)を課税する際には国籍別での管理をして おらず、納付率(徴収率)についても国籍別の統計 はとっておりません。また、「特別な外国人の方 に対する未納対策」は行っていませんが、日本国籍 の方と同様に督促、催告、滞納処分等を行うと ともに、英文等で市税納付催告書を作成するなど 必要に応じた対応をしています。</p>	<p>生活に困窮する外国籍の方に対する生活保護の適用につ いては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置につ いて」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に よる、生活保護に準ずる取扱いがなされています。外国籍の 方の扶養義務者については、国籍を問わず、日本国籍を有す る者と同様に、本人からの聴取を行うとともに、電話や文書等 により扶養義務の履行が可能であるかどうかの確認を行って います。また、外国籍の方が生活保護を要する状態にあると 認められた場合には、市は神奈川県に報告するとともに、神 奈川県がその者の属する国の領事館等から必要な保護又は 援護を受けることができないことを確認し、その結果を市に通 知することになっています。これらの手続きを経た上で、外国 籍の方への生活保護を適用しています。</p>	<p>ご承知のとおり市県民税の賦課期日は1月1日で、その年の6月 に納税通知書を送達しています。1月2日以降に鎌倉市から転出 した場合の納税通知書は転出先に送達しますが、出国した場合は 国内の納税管理人(代理人)に送達するか、それが不可能な場 合は実態調査を行い、それでもなお送達先が判明しない場合は 地方税法に基づく公示送達により送達したものとみなします。ま た、本人の連絡先等の確認は、前勤務先に照会等していま すが、不明な場合がほとんどの状況です。大使館等への問いわ せは、重要高額案件であれば実施も考えられますが、現在まで 本市での事例はありません。未納となった場合は財産調査を行 い、財産が発見された場合は差押え等の滞納処分を行います。 しかしながら差押え可能な財産が発見されず所在も不明な場合 は、国税徴収法及び地方税法に基づき滞納処分の執行を停止 し、その停止後3年を経過してもなお帰国等に至らず未納となっ ている場合は、不納欠損処分(時効)として徴収率(納税率)の算定の 基礎となる調定額(徴収すべき額)から削除しています。</p>	<p>(1)外国籍の方については、一般的に生活実態や 家族構成等の適確な把握が困難であると言えま す。そのため保護決定に必要な種々の調査の際 には、申請者もしくは保護を必要とする者の協 力を特に必要とします。したがって、扶養義務 者の確認及び扶養の意思確認につきましては、申 請者もしくは保護を必要とする者の協力を得て 、本人を通じて行ってまいります。 (2)母国の政府に対して住民票や戸籍の発行依 頼は行っておりません。しかしながら、外国籍 の方が生活保護を要する状態にあると認められ た場合には、神奈川県を通して、母国の領事館 等から必要な保護又は援護を受けることができ ないことを確認しております。 (3)申請者もしくは保護を必要とする者の協 力を得て、本人に確認等を行っております。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

<p>神奈川県</p>	<p>平塚市</p>	<p>平塚市では外国人の住民税納付率については特に把握しておりません。外国人の滞納者に対しては、日本人と同様に対応しておりますが、「言葉が通じない」あるいは「税への理解が得られない」などの場合は、勤務先等の通訳に同席してもらい納税の折衝をしています。</p>	<p>外国人の生活保護申請者の母国に扶養親族がいる場合には、把握が難しいため、扶養の可能性についても調査することが困難な状況です。また、扶養義務者の現況確認という点ですが、国籍による相違は特にありません。</p>	<p>(1)市県民税は1月1日(賦課期日)にお住まいの市区町村から課税されますので、年の途中で国外に転出された場合にも課税されます。なお、1月1日以前に海外に転出されている方は、原則として課税されません。ただし、1年以内に、日本へ帰国された場合は、出国する前に住んでいた市区町村で課税されます。 (2)市県民税は1月1日(賦課期日)現在、平塚市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に課税しますので、年の途中で国外へ転出しても課税されます。課税になった方には、6月に納税通知書(普通徴収)を送付していますが、賦課期日(1月1日)から納税通知書送付までの間に納税義務者が国外へ転出される場合には、納税通知書を本人の代わりに国内で受け取り、納税する納税管理人を定めていただき、市民税課へ提出していただきますと、6月に納税通知書が納税管理人へ送られ納税事務一切を代行していただきます。また、納税管理人の届出がないと、納税通知書を送達することができないため、公示送達を行うことがあります。 (3)身元保証人の確認が取れれば協力していただきます。 (4)行っておりません。 (5)市税に未納がある外国人が出国した場合でも、一般の市民等の未納者と同様に納税率(収納率)に反映しております。</p>	<p>外国人が母国で保有する銀行の預金、証券、不動産については把握が難しいため、調査することが困難な状況です。</p>
<p>神奈川県</p>	<p>茅ヶ崎市</p>	<p>茅ヶ崎市では外国人のみの市税徴収率の統計はありません。参考になりますが、平成23年5月1日現在、茅ヶ崎市に外国人登録されている人は、約1,490人で全人口235,641人の約0.6%となっております。また、徴収対策といたしましては外国人に対しても日本人と同様に滞納整理を実施しております。今後は外国人の市税納付状況により、対策を実施してまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。</p>	<p>扶養親族の現況確認につきましては、日本人、外国人住民の方の別を問わず、生活保護申請時に生活歴記入票を手渡し、その中で扶養義務者一覧の提出を求め、日本人の場合は、その後に戸籍等を確認させていただいています。また、扶養についての確認につきましても、日本人、外国人住民の方の別を問わず、郵送、または、生活保護申請者に照会文書及び扶養届書を渡し、扶養義務者からの回答を求めています。なお、外国人住民の方の親族で母国にお住まいの方への、扶養照会は実施しておりません。</p>	<p>(1)納税通知書発送前に出国をしても、賦課期日に本市に居住をされていて、前年中に課税となる所得があった場合は、通常通り課税されます。 (2)(3)納税通知書は通常通り、市内での住民登録地へ郵送します。その後、配達されずに返戻されてしまった場合は、課税資料を基に調査を行い、送付先を特定しております。その中で、勤務先の方や大家さんとお話させていただくこともあります。 (4)現在行っておりません。 (5)市税徴収率の統計上、日本人と外国人を区別しておりませんので外国人の未納も市税徴収率に反映しております。</p>	<p>外国人が母国で保有する銀行の預金や証券や不動産の調査は、実施しておりません。</p>
<p>神奈川県</p>	<p>大和市</p>	<p>外国人の市県民税(普通徴収)の現年度納付率についてですが、外国人を特定対象として抽出する該当の統計を作成してはおりません。申し訳ございませんが、ご了承の程お願い致します。次に、外国人の収納対策と致しまして当市では下記の取組みを実施しております。(財)大和市国際化協会の通訳員を、下記言語において窓口対応時に配置しております。(対応言語:スペイン語、ベトナム語、中国語、タガログ語、英語)・外国人の方の納税啓発のため、納税啓発冊子を各言語で年に一度、納税通知書送付時期(6月)に発行しております。・催告書と督促状において、英語とスペイン語での翻訳を併記し発行しております。</p>	<p>生活保護法における生活保護対象者は日本国民に限定されており、外国人住民については対象外となっております。外国人住民につきましては、厚生省社会局長通知に基づき生活保護法を準用して対応しております。そのため、日本国民にとつての生活保護は法律上の権利ではありますが、外国人住民につきましては行政措置により行っており、権利として請求することはできません。お問い合わせいただきました扶養義務者の確認につきましては、外国人登録時の登録事項及び申請者からの申し立てを元に調査を行っております。また、国としての援護施策につきましては、保護申請があった時点において、神奈川県を通して申請者の母国へ確認をしております。なお、平成21年より、援護施策がない一部の国については、県の通知に基づき確認をしないことになっております。具体的な比較ですが、日本国民と外国人住民との差異は、日本国民においては戸籍を元に調査をするところを、外国人住民においては外国人登録及び本人の申し立てを元に調査を行い、必要な保護をおこなっております。</p>	<p>(1)1月1日の時点で1年以上日本にお住まいになっているか、または居住が1年未満であっても1年以上日本に居住することを通常必要とする職業を有する場合には1月1日の居住地にて市・県民税は課税されることとなります。 (2)外国に出国する場合、納税義務者が納税管理人申告書を市役所に提出して頂くことにより、納税管理人に対して通知を行い納税をお願いすることとなります。 (3)お問い合わせの身元保証人とは納税管理人であるとの前提でお答えすると、納税義務者の調査において、納税管理人に対してお問い合わせをする場合はございます。 (4)納税義務者の調査において、大使館や現地政府へ問い合わせを行ってはおおりません。 (5)納税率に反映させております。</p>	<p>●外国人の母国に照会しないということは、母国の扶養義務者の確認はしていないということでしょうか。→お見込みのとおりです。母国における戸籍制度の有無または制度の違いにより(家族単位ではなく個人登録など)、確認は難しいものと考えられます。 ●外国人が母国に保有する銀行の預金や証券や不動産の調査は行っていますか。→実施いたしております。生活保護法は国際条約などの国際法ではなく国内法のため法の適用は及びません。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

神奈川県	横須賀市	<p>本市は、市税全体の納付状況については、その納付率を含め集計・管理を行っておりますが、外国人を対象とした納付率等の集計・管理は現在行っておりません。また、市税未納対策についても、例えば(外国人如何を問わず)未納税額が高額に上る者からの徴収を専門とした配置(専門班の編成)は行っておりますが、ご照会のような外国人を特別に対象とした徴収対策は現在実施しておりません。(本市行政に対する貴重なご意見として拝聴させていただきます)</p>	<p>外国人(中国人・韓国人・ブラジル人等)につきましては、生活保護申請時に扶養義務者の一覧表の提出を求め、文書により扶養の可否を定めることとしていますが、母国政府や外国在住の扶養義務者への調査は実施しておりません。なお、外国籍によっての確認方法の違いはありません。</p>	<p>(1)市・県民税は原則として、その年の1月1日現在に住所のある市区町村で課税されます。出国の場合、再入国の許可の有無にかかわらず本市で課税します。 (2)出国されている場合には、納税管理人になってくださる方を探します。納税管理人が見つかりますと、その方宛に通知を送付します。 (3)本市では、身元保証人への協力依頼は現在行っておりません。 (4)本市では、大使館や現地政府への問い合わせは現在行っておりません。 (5)(外国人に限らず)滞納者の所在及び処分可能な財産が不明となった場合は、法に基づき一定期間(3年間)経過ののちその税額が消滅します。よって、その税額が消滅するまではその未納額は納税率に反映します。</p>	<p>外国の資産調査は行っておりません。</p>
東京都	国分寺市	<p>現時点では、国分寺市における外国人の市民税収納率を算出していないため、申し訳ありませんが、詳細な数値をお伝えすることができません。しかし、当市の外国人の数は1,735人で、人口117,371人に占める割合が1.48%であることから、滞納額全体に占める割合も小さいものと推定されます。当市では、市税を滞納している方の国籍にかかわらず、市税収入を確保し、税負担の公平性を実現するため、積極的な滞納整理を推進しています。(外国人の数・人口は、いずれも平成23年4月1日現在のものです。)</p>	<p>生活保護法は、本来、その適応対象者として日本国民を想定しています。従いまして、日本国籍を有しない者(外国人)に対しては、法による生活保護は受けられません。しかしながら、日本に在留している外国人であって、生活に困窮している者のうち一定の要件を満たす者については、人道上の見地から、当分の間、法による保護に準ずる取り扱いをすることとされています。一定の要件とは、在留資格を有する者のうち、出入国管理及び難民認定方の別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者で、日本における社会活動に何らの制限がされていない、すなわち生活保護制度の目指す自立の助長を図るにあたって就労活動等に法律上何らかの制限がない者です。従いまして、すべての外国人の方が生活保護の申請ができるものとは限りません。また、扶養義務者の現況確認につきましては、一般国民に対する場合と同じく生活決定に必要な種々の調査をしなければなりません。外国人については、一般国民の場合と異なり、生活実態、家族構成など、的確な把握が困難ですので、申請者もしくは保護を必要とする者の協力を特に必要とします。従いまして、その協力が得られず生活実態の客観的事実が把握できないような時は、適正な保護事務の執行ができませんので、急迫な状況にあって放置することができない場合を除き、申請を却下することもあります。外国人の方が保護を受けやすいという実情はありません。</p>	<p>(1)市・都民税の賦課期日は1月1日ですので、6月の通知前に出国した場合であっても課税または当初の課税は友好のままとなります。 (2)ご質問のような場合は、地方税法第300条の規定により、納税義務者は納税義務を負う市町村内に納税に関する一切の事項を処理させるものを定め申告することとなっています(ただし、申告後その必要がないと市町村長に認定を受けた場合はその限りではありません)。なお、上記申告がなかった場合は、事業所などへの調査後、地方税法第20条の2の規定により公示送達の手続きにより通知いたします。また、海外からの納付について問い合わせがあった場合は、口座振込みをご案内しております。 (3)行っておりません。 (4)行っておりません。 (5)納税率に反映させております。</p>	<p>生活保護を受ける方が保有する資産につきましては、生活保護法第29条(調査の囑託及び報告の請求)に基づき、官公署に調査を囑託し、また金融機関、生命保険会社、雇主などに対し調査を行っております。生活保護法は、その対象者として日本国民を想定しておりますので、外国人が母国で保有している資産などを調査する権限は母国にまでは及びませんので、調査を行ったことはありません。しかし、生活保護の実施機関としては、適正な保護事務の執行のため、必要であれば、大使館や入国管理局等、治安当局と協力し、在留外国人への公正な管理事務に努めています。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

<p>東京都</p>	<p>府中市</p>	<p>お尋ねの府中市における市民税(普通徴収)の納付状況ですが、外国の方のみの納付状況につきましては、申し訳ありませんが現在把握しておりません。市全体の平成21年度市民税普通徴収(現年分)の納付状況は91.2%となっております。また、外国の方への納税の促進ですが、外国の方を特定し、特別のグループを編成して取り組んではおりませんが、毎年、外国の方が多い市内の大学へ納付の協力依頼を行っております。</p>	<p>このことについて、扶養義務者の現況調査については、日本国籍の方に関しては戸籍を請求し、また、外国籍の方に関しては戸籍が存在しない国等もあることから、原則として本人より聴取して把握を行うなど、国籍の如何に関わらず、個々の扶養義務者の方についての扶養の期待可能性を検討し、個別具体的にっております。なお、現時点では、母国の政府などへの問合せは、原則として行っておりません。</p>	<p>(1) 1月1日に当市に住所があった外国人が6月の通知前に出国した場合、賦課期日である1月1日に当市に住所があり、前年中に一定以上の所得があれば課税。 (2) 通知に際しては、まず本人の連絡先や出国時の状況などを調査し、納税通知書の発送先(前年中の本人の勤務先や日本国内に残っている家族等)が判明すれば、納税通知書を送付。また、納税管理人を定めて出国している場合には、その方へ納税通知書を送付。調査の結果、送付先が不明な場合、公示送達にて通知。出国予定の連絡があった場合、通知書の発送先を確認し、口座振替や納税通知書発送前に事前に納税をする予定納税をご案内します。また、給与支払者が出国者の納税について代行する場合もあります。 (3) 通知先調査は、前年中の本人の勤務先や本人の家族などを中心に調査します。電話での問い合わせのほか、1月1日の住所地へ調査に行き、居住の状況の確認や近隣の方々への聞き取り調査をしていますが、個々のケースにより異なります。 (4) 大使館や現地政府への問い合わせは、行っていません。 (5) 納税率に反映させています。</p>	<p>ご質問の内容は生活保護法第4条の保護の補正性に関連してのものと思われませんが、日本人と外国人とで保護の内容等について、別段取扱上の差等をつけるべきではないとされていることから、当然に外国人に対しても同条の効果は及ぶものと解されます。つきましては、生活保護法第29条を根拠にする調査を実施することになりますが、現状をいたしましては、必要に応じて、当該外国人の日本国内の金融機関等に対して調査を実施しており、ご質問の外国人の母国の金融機関等への調査は現状のところ実施しておりません。</p>
<p>東京都</p>	<p>足立区</p>	<p>足立区では、これまで外国人の納付状況の統計を作成しておりませんでした。そのため、電算情報から平成21年度分の情報を抽出して調査したところ、下記比較表のとおりとなりました。 項目/足立区(H21)/浜松市(H20) ・人口/全体 666,450人/824,640人 外国人/23,373人/32,536人 ・外国人構成比 3.51%/3.95% ・区(市)民税普通徴収現年課税分収納率/全体 89.36%/90.79% 外国人/78.66%/46.62% ・区(市)民税普通徴収現年課税分滞納額/全体 1,631百万円/1,596百万円 外国人/85百万円/405百万円 ・外国人構成比/5.21%/25.38% 足立区における外国人の収納率は、全体の収納率に比べ約10ポイント低くなっており、また、全体の滞納額に占める外国人の滞納額の割合は約5%であり、浜松市ほどの顕著な傾向は見られませんでした。未納対策につきましては、現在外国人、日本人の区別を問わず、収納率向上に向けた事業を展開しているところですが、今後は他自治体の外国人未納者への対策について情報収集していきたいと考えております。なお、足立区に転入された外国人の方に対しては、わたしの便利帳「リブイン外国語(英語・中国語・韓国語)版」を配付し、税金に関する情報を含めた生活に役立つ情報の提供を行なうとともに、区役所本庁舎に英語及び中国語等の通訳が可能な専門職員を配置し、生活全般に渡る相談への支援を行っております。</p>	<p>ご承知のとおり、生活保護法では、扶養義務者の扶養が生活保護に優先して行われるものとされておりますが、扶養の履行を強制する権限はないとされております。そのため、相談者に対し、扶養の考え方、扶養調査の方法等について説明したうえで扶養照会を実施しております。扶養義務者の確認については、保護の申請に合わせて「扶養義務者の申告」をお願いしているところです。そのうえで、日本人については戸籍を確認しております。外国人については、戸籍を有しないため「扶養義務者の申告」による確認に留まっております。母国の政府への問合せや外国への扶養照会は、相談者から扶養義務者の生活状況など聞き取り、必要と判断される場合に実施しております。また、扶養義務者の収入を福祉事務所が直接確認することは、生活保護法では認められておりません。なお、適法な在留資格を有する外国人については、国籍を問わず平等に生活保護を実施しております。</p>	<p>(1)1月1日現在、足立区に住所があり1年以上居住している外国人に対しては、6月に課税を行いません。 (2) 6月にその住所へ発送します。実際には出国等をしていて、納税通知書が返戻になった場合は、公示送達の処理(区役所の掲示板に掲示することにより書類が送達されたことみなす処理)を行います。そのため、納付はされません。ただし、納税管理人(本来の納税義務者に代わって納税に関する一切の処理を行う者)を選任している場合には、納税管理人の住所に納税通知書を送付し、納税管理人により納付がされます。 (3) 出入国管理上の身元保証人の情報を区は把握できないため、身元保証人への納税の協力依頼は行っておりません。 (4) 外国人が出国する場合、出国先の居住地情報を区は把握できないため、大使館や現地政府への問い合わせは行っておりません。 (5) 今後徴収の見込みがないものとして不納欠損(税金の徴収を諦めること)の処理を行った場合は、収納率(納税率)から削除されます。不納欠損処理を行っていない場合は収納率(納税率)に反映されています。</p>	<p>ご意見のとおり、生活保護法では、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。と規定しています。そのため、預貯金、生命保険および不動産などの資産調査を実施し保護を行っています。外国人が母国で保有する資産については、相談者からの聞き取りにより行っておりますが、実際、活用できる資産として認定した例は全国でもありません。なお、外国での資産を調査する仕組みが整備されておりませんので、今後、国へ要望する必要があると考えております。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

東京都	荒川区	<p>現状では外国人を対象とした住民税納税率の統計を取っていません。また、外国人の未納対策の取り組みですが、他の滞納者と同様に督促状、催告書の送付や、悪質な滞納者に対する財産の差押え等の滞納処分を行っており、外国人滞納者に対する特段の対策は現状では実施していません。</p>	<p>生活保護法は、本来その対象者を日本人としていますが、ある一定の条件を満たす外国人に対しても、生活保護法を準用しています。対象となる外国人は、(1)永住者・定住者・永住者の配偶者等・日本人の配偶者等 (2)特別永住者(在日韓国・朝鮮人等) (3)難民認定を受けた者となっており、外国人登録証で本人確認をしています。生活保護を受ける際には、扶養義務者の扶養が生活保護に優先して行われます。このため、本人の預金等の資産調査と併せて扶養義務者に対して扶養照会を行い、扶養の有無を確認しています。日本人も外国人も、本人の申告に基づき、扶養義務者を特定し、日本国内にいる親族に対して調査を行っています。確かに、外国人の場合は、日本人のように戸籍から扶養義務者を確認する方法が取れないため、慎重に本人から聞きだすよう努力しています。なお、現在のところ、特段の事情が無い限り、日本人も外国人も外国の政府機関等を通じて資産調査や扶養照会を行うことはむずかしい状況です。生活保護は、その家族の最低生活費(厚労省が定める基準額)と収入等を比較して決定するため、日本人より外国人の方が生活保護を受けやすいということは一切ありません。</p>	<p>(1)1月1日現在、荒川区に住所があった方については、その後出国した場合でも、日本人の国内転出者や国外転出者と同様に、特別区民税は課税されることになります。 (2)納税通知書を発付する前に出国してしまった外国人の方については、その方から事前に出国する旨の連絡があった場合、出国する前に、納税管理人を指定していただくか、日本での口座引き落としが可能なように手続をお願いし、納付していただいています。納税管理人等を指定するなどの手続ができずに出国してしまった場合には、最終住所地に納税通知書を送付して、返戻された場合には公示送達の手続きをしています。(公示送達の手続を行うことにより、本人に納税通知書が到達したものとみなされ、その後の督促処分を行うことができるようになります) (3)入国管理局に在留手続を行う際に届出する身元保証人の情報は区では把握しておりませんので、協力依頼等は行っていません。 (4)現状では、大使館等への照会は特に行っていません。 (5)日本人と同様に未納者として取り扱いますので、納税率に関しましては、反映することとなります。</p>	<p>御質問の資産調査については、日本国内であれば生活保護法第4条及び同29条に基づき実施しますが、国外については金融機関名等が不明のため行っていない状況です。</p>
東京都	大田区	<p>1大田区における外国籍住民の住民税納付率について 納税者全体の納付率は出していますが、外国籍住民を特定しての納付率は出していません。 2外国籍住民の未納対策について 特別の対策は実施していません。国籍や居住地で区別することなく、滞納者に対しては、早期収納対策や計画的な滞納整理を実施しています。</p>	<p>生活保護法は、日本国民を適用対象としています。外国人に対する保護は、行政措置として生活保護法を準用して行っており、保護決定に必要な種々の調査は日本人に対する調査と同様に行うことを原則としています。</p>	<p>(1)1月1日現在大田区に住んでいる外国人で、前年に所得があり、かつ1年以上居住されている方には、その後出国したとしても、大田区で住民税を課税いたします。 (2)法律上、納税管理人を指定しなければなりませんので、その方に納税通知書をお送りします。 (3)必要に応じ、上記納税管理人へ問い合わせ等をおこなっています。 (4)大使館や現地政府への問い合わせは行っていません。 (5)大田区は、国籍や居住地に関わらず、滞納者の連絡先が不明等で未納になっている場合でも、納付率に反映させております。</p>	<p>(1) 扶養義務者の確認は、本人の申告によることを基本とし、更に保護実施上の必要があるときは戸籍謄本等により確認を行っています。扶養の可能性が期待される方への確認は、原則として書面により行っています。 (2)・(3)・(4) 保護決定に必要な種々の調査は日本人に対する調査と同様に行うことを原則とし、生活保護法を準用しての行政措置として行っております。</p>
東京都	世田谷区	<p>現在、世田谷区では、外国人のみの区税納付率の統計データは取っていません。ちなみに、世田谷区全体の区民税の収納率は93.0%です。(平成21年度決算)外国人の方に対しても英語対応可能なオペレーターを配置し電話催告を行うなど、外国人の方も、日本人の方も滞納等があれば、法に基づき公平・公正に督促及び滞納処分を執行しております。</p>	<p>外国人の方に対する生活保護は、生活保護法第1条の規定により日本国民に限定されている保護の対象を同法を準用し予算措置として永住者、定住者などに拡大しているものです。この準用保護の適用に当たりましては、日本人に対すると同様に扶養義務者の状況を確認し、扶養能力の確認等も行います。確認方法については個々具体のケースに応じて行っているところです。</p>	<p>住民税は、1月1日現在の住所地で課税され、全額を納税していただくこととなります。また、ご指摘のような場合には、納税通知書と納付書は納税管理人の方へお送りしております。外国人も日本人と同じように納税義務があります。税金を納付しないで出国した場合でも、法に則り徴収手続を行っております。統計に関しても、すべて反映させております。</p>	<p>外国人の方に対する生活保護は、準用保護である旨、以前(6月20日付け)回答致しました。扶養義務者調査、資産保有調査についても、日本人同様、必要な調査を致しますが、個々具体の調査については、各国の状況により異なります。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

東京都	杉並区	<p>杉並区における外国人住民の住民税納付率(普通徴収)についてですが、平成22年度分納付率は81.75%(平成23年3月末現在)であり、杉並区民全体の納付率92.88%(普通徴収・平成23年3月末現在)と比較し、若干低くなっています。未納対策についてですが、日本人と同様に、電話での迅速な納税勧奨や分割計画の策定など丁寧な納税相談を実施し、きめ細やかな対応を行っております。また、日本語が不自由な外国人の住民に対しては、23区が発行する外国人向けのパンフレットを税務部門や外国人登録係窓口置き、住民税に関するご案内を実施しております。</p>	<p>生活保護制度は、日本国民を対象にしておりますので、原則として外国人は、対象になりません。しかし、出入国管理及び難民認定法に規定する永住者として日本の在留資格を持つ外国人をはじめとして、一定の在留資格を持ち、生活に困窮している外国人に対しては、生活保護法の準用により保護を適用しております。外国人に制度を適用する場合は、日本国民と同様の取り扱いとなりますので、扶養義務者の扶養が保護に優先されることになりありません。扶養義務者の現況確認の方法については国籍による差異はなく、まず要保護者からの申告によることを基本として、必要に応じて、詳細な調査を実施することとなります。上記のことから、外国人の保護の適用についても日本国民と同様に、生活保護法をはじめ生活保護法施行令、国の通知、東京都の助言等に基づき厳正に実施しております。</p>	<p>(1)(2)1月1日以降、再入国の許可を得ずに杉並区から出国している場合も、引き続き居住している者も課税の取扱いは同じである。納税通知書を送付する前に入国管理事務所から杉並区の外国人登録担当に出国した旨の通知が届いている場合、送付先を調査し、納税通知書を送付するようになっている。納税管理人の届出がある場合は納税管理人あてに納税通知書を送付することになっている。送付先が判明しない場合は、公示送達の方法によって行っている。納付は納税通知書に併せて送付する納付書を使って納めるようになる。口座振替の手続がされている場合、本人指定の金融機関の口座からの引き落としとなる。 (3)(4)身元保証人に関する事項については「出入国管理及び難民認定法」に基づくものであり、杉並区の外国人登録担当には通知されない。入国管理事務所への照会、大使館や現地政府への問合せは行っていない。 (5)本人が帰国等により特別区民税・都民税が未納である場合、その未納分は、納税率に反映させている。</p>	<p>(1) 扶養義務者については、まず、要保護者本人からの申告により、扶養義務者の存在と、扶養が可能かどうかの聞き取りを行い、必要に応じて調査を行う。 (2) 扶養義務者の確認のための住民票や戸籍については、そもそも万国共通の制度でないことや類似の制度がある国においても制度上の制約があるので、個々の事例に応じて調査を行う。 (3) 母国に保有する預金や不動産等の資産についても、まず、本人の申告によりその存在を把握し、その上で必要に応じて所定の調査を行うことになる。また、活用できる資産の存在が確認され、活用できるようになった場合には、既に支給した保護金品に相当する金額の範囲内において返還請求を行っている。</p>
東京都	板橋区	<p>板橋区では、外国人住民のみの住民税納付率の統計はとっておりませんので、数値として回答することはできません。また、外国人に対する滞納対策についても、特別なグループを作るなどの対策は行っておらず、通常の滞納者と同じ扱いで滞納対策を行っております。</p>	<p>外国人に対する生活保護は法第1条及び第2条により、法による保護は受けられませんが、社会局長通知により、当分の間、法による保護に準ずる扱いをすとされています。対象となる外国人は、適法に日本に滞在する「出入国管理及び難民認定法」の在留資格者(永住者、日本人の配偶者など、永住者の配偶者及び定住者)、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の特別永住者、「入管法」上の認定難民、となっています。したがって、短期滞在などは対象となりません。外国人保護の場合、基本的に要保護状態にあると認めた場合、都知事に報告します。都知事は、その属する国の代表部等に必要な保護を受けられるかを確認し、できない場合、実施機関に通知します。その通知により実施機関は保護の決定実施に準じて、必要と認める保護を行います。扶養義務者に関しては、各国代表部が自国の法律に基づき確認することになります。ただし、生活に困窮する方が朝鮮及び台湾出身の場合は、当面の間、代表部への問い合わせは略して差し支えないとされています。その場合でも、在留資格が永住者、定められた資格に該当しなければ対象となりません。日本人の扶養義務調査は、民法で規定する扶養義務者を対象とします。絶対的扶養義務者(民法第877条第1項)には、法律的に扶養義務が課せられていることから、本人申し立て、戸籍調査によって把握し扶養照会を行います。民法877条第2項に規定する相対的扶養義務者でも生活共同体的関係が存在すれば、扶養照会を行うこととなります。</p>	<p>(1)1月1日に板橋区に住所があった外国人の方については、6月の住民税の 発付前の出国であっても原則として課税の対象となります。なお、出国する場合には納税管理人を定めるか、予定納税していただくよう案内しています。 (2)出国したことが判明した時点で、送付先等について調査します。なお、本人が納税管理人を定めずかつ送付先も不明の場合には公示送達となります。 (3)納税管理人など、送付先や連絡先の調査に協力していただいている方がいる場合にはお願いしています。 (4)入国管理局への問い合わせは行っていますが、大使館や現地政府への問い合わせは行っていません。 (5)5年時効または執行停止として収入未済の不納欠損となるまでは、収入率に反映しています。</p>	<p>一般的な外国人保護は前回ご回答させていただいたとおり、都知事が各国代表部に必要な保護を受けられるか確認します。当該国での支援が困難な場合、各実施機関にその旨通知し、基準に基づき実施機関は生活保護法(以下、法とします)の準用を行います。法の準用にあたっては、資産申告書の提出を求め、国外資産の記載があれば必要な資産調査を行いません。金融機関の場合、日本国内に店舗があれば、店舗を通じての調査となりますが、不動産などにつきましては当該国の協力が無ければ確認できません。そのために、法の準用を適用する前に、都知事から当該国に確認を行なっているところです。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

東京都	文京区	<p>在住の外国人の住民税納付率を教えてくださいとのご質問ですが、誠に申し訳ございませんが、外国人に限った住民税額・納付率の統計は、作成しておりませんので、ご理解の程よりしくお願い致します。なお、当区では年に一度、特別区民税等の統計を掲載した、税務概要を作成し、文京区民全体(外国人を含む)の住民税額・納付率を公表しているところです。</p>	<p>外国人(日本国籍を持たないもの、無国籍者を含む。)は、原則として生活保護法の適用対象とはならず、法による保護は受けられませんが、昭和29年の厚生省通知により、一定の要件を満たすものについては当分の間、法による保護に準ずる取扱いを行っています。対象になる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者・定住者及びその配偶者、日本人の配偶者等に限られます。なお、外国人保護の実施責任は、現に居住している現在地ではなく外国人登録上の居住地を基準として定められています。次に、扶養義務者の確認についてですが、日本人の場合は戸籍や住民票などで扶養義務者の範囲や居住地を確認して調査を行っていますが、外国人の場合は生活保護申請時に申し出があった日本国内に居住する親族に対して照会を行います。その際、国籍によって取扱いが違うということはありません。また、日本人より外国人の方が生活保護を受けやすいということもありません。</p>	<p>(1)住民税は、再入国の許可の有り無しに関わらず、一年以上日本に居住もしくは滞在されていれば、その年の1月1日現在に住所のある自治体で課税されます。 (2)課税資料等から連絡先の調査を行い課税通知をします。その時、本人から連絡があれば納付方法等の相談を行います。 (3)必要に応じ、協力依頼は行っています。 (4)現在、当該国の政府機関に問い合わせは行なっていません。 (5)住民税額・納付率につきましては、文京区民全体(外国人を含む)を対象にしておりますので、納税が困難で未納になっている外国人の方の納付率も反映されております。</p>	<p>生活保護法は、本来、その適用対象として日本人を想定しています。したがって、外国人(日本国籍を持たないもの、無国籍者を含む。)は、原則として生活保護法の適用対象とはならず、法による保護は受けられませんが、昭和29年の厚生省通知により、「一定の要件を満たすものについては当分の間、法による保護に準ずる取扱いを行う。」とあり、このことは先日ご案内差し上げたとおりです。今回ご質問の外国人に対する扶養照会等についてですが、日本人も外国人も本人の申告に基づき、扶養義務者を特定し日本国内にいる親族に対して調査を行っています。その際、外国人については日本人のように戸籍から扶養義務者を確認する方法が取れないため、本人からの聞き取りが唯一の手段となります。また、現在、外国にある資産等の調査については、外国の政府機関を通じて扶養照会や資産調査を行うことは現実的には難しい状態です。</p>
東京都	墨田区	<p>墨田区では、住民税(現年課税分)の収入率は、平成20年度が96.92%、21年度は96.94%でした。現在、日本人、外国人別の集計はとっておりませんので、申し訳ありませんが、お伝えできる外国人のみの統計データがありません。また、未納対策につきましては、現年度分の未納を中心に対応する「初動班」、区外の未納者に対する「管外班」、滞納繰越分の未納に対応する「機動班」、高額案件等に対応する「特別整理班」の4チームで対応しております。特に外国人だけに対応するチームは現在ありません。</p>	<p>日本国内に居住する扶養義務者については、文書によりどの程度の扶養が可能かどうかの照会を行います。外国に居住する扶養義務者に対しては、この照会を行っていません。この方法は、日本国籍の方も外国国籍の方も同じです。ただし、外国に居住する扶養義務者から本人への送金の有無については、保護申請受理後に金融機関調査を行い確認しています。この調査で本国の扶養義務者から送金が行われているかどうか分かります。送金が判明した場合には、扶養義務者からの援助があるものとして、その金額を収入認定し、保護費から差し引きます。現状ではこの方法により本人に対して、扶養義務者から援助の有無を判断しています。</p>	<p>(1)課税します。 (2)通知は、最終住所地に送付します。(通知が返戻された場合は、公示送達を行います。)事前に納税管理人をたてていただければ、納税管理人あてに通知し、納付していただきます。 (3)していません。 (4)していません。 (5)反映させています。</p>	<p>金融機関等については、日本人も外国籍の方も、「ゆうちょ」や「簡保」などのほかその方が居住する周辺の金融機関等について資産調査の対象としています。また、不動産については、登記簿謄本を調査することとしています。従いまして、資産調査につきましては、日本人も生活保護法を準用して生活保護を適用されている外国籍の方についても、海外の資産調査は行っていません。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

東京都	目黒区	<p>目黒区の平成23年5月1日現在の住民記録登録者数は255,069人で、外国人登録者数は、7,459人です。平成21年度の納税者数は、153,501人で、そのうち84,475人が普通徴収です。普通徴収・現年課税分収入率は、93.64%となっておりますが、外国人住民の収入率等のデータは、対象者数が少なく、他の住民と同様に対応しているため、作成しておりません。未納対策としては、外国人に対しても差押え等の滞納処分を行っています。なお、外国人向けの区の広報誌に、納期のお知らせ・納付場所等の掲載や、外国人向け住民税の冊子配布等取り組みをしています。</p>	<p>外国人住民への生活保護の適用は、生活保護法の準用を行っており、在留資格等(永住者、定住者など)を得ている方が対象となります。お尋ねの、外国人住民の扶養義務者への問い合わせについてですが、生活保護の相談時に扶養義務者からの援助の可能性などについて、国籍を問わずすべての相談者から聞き取りを行っています。聞き取りの結果、生活保護の申請を受理した相談者には、後日地区担当員が自宅などを訪問調査するとともに、日本人からの保護申請者には、戸籍謄本の調査なども行います。その中で、援助が期待できる扶養義務者については、原則外国人であっても日本人であっても国籍を問わず扶養照会を行うこととしています。扶養照会の方法は、文書や電話、扶養義務者が目黒区内に居住している場合は直接自宅を訪問することもあります。また、外国人の方が生活保護を受けやすいとの問い合わせについてですが、そのような事実はございません。生活に困り相談に来られたすべての相談者に対し、生活保護の適用が可能か否かの判断を行うため、必要な聞き取りや筆証資料の提出を求め、生活保護の申請を受理した方には、地区担当員が訪問調査や扶養照会などを行い、最終的に生活保護を決定しております。今後も生活保護の適正な実施に努めてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	<p>(1)その年の1月1日までに1年以上日本に住所があった外国人は、6月の通知前に出国した場合でも、住民税を納付しなければなりません。 (2)出国先の住所地に通知書を送付し、税金を送金していただきます。 (3)申告の資料から旧勤務先等に照会し、本人の連絡先を調査しています。身元保証人がいれば、問い合わせをいたします。 (4)大使館や現地政府への問い合わせは行っていません。 (5)本人の所在及び財産が不明な場合には、収入率には反映していません。</p>	<p>(1)外国人住民に対する生活保護については、生活保護の準用で行っており、実施要領に基づき実施しています。ご本人から聞き取りを行い、扶養の期待性がある場合には、国際電話等により直接確認を行うこともあります。 (2)国籍に関わらず、扶養義務者の確認のための住民票や戸籍の発行依頼は行っていません。 (3)日本人の場合と同様に、必要があれば行います。</p>
東京都	練馬区	<p>外国人の課税・納付率については、練馬区では統計上把握しておりません。それは、平成23年5月1日現在の外国人登録者数が13,450人で、練馬区全人口の約1.9%であることから、現在のところ外国人に対して、特別な対策を取らずに他の滞納者と同様の対応を取っているためです。今後、外国人の人口比率が高まり、特別な対応を取ることが効果的であると認められるときには、調査・研究に取り組みたいと考えております。</p>	<p>生活保護法では、国が生活に困窮するすべての日本国民に対し無差別平等に健康で文化的な最低生活を保障しています。しかし、外国人の場合は日本国籍を有していないため、生活保護法の適用対象とならず生活保護法を準用(日本国民に対して行う場合と同様の内容)して適用することとされています。厚生労働省は、「外国人に対して生活保護法を準用するにあたっては、生活保護制度の目ざす自立助長を図るにあたって、就労活動等に法律上何らの制限を受けない者であることを前提とする」としており、具体的には「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等及び定住者」の在留資格を有する者、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の特別永住者、入管法上の認定難民のいずれかの要件を満たすものに限り示しており、この要件を外国人登録証で確認させていただいています。また、ご質問の扶養義務者の確認ですが、日本国民の保護と同様の考え方で、申請者から親族の家族状況、収入状況等の実情を聴取し特別の事情の有無を確認したうえで扶養義務者が管内に居住する場合は実地調査を行い、管外に居住する場合は文書等で確認しています。国籍による対応の違いはありません。上記のとおり、在留資格等の要件を確認した上で生活保護を準用しており、外国人の方が日本国民に比べ保護を受けやすいということはないと考えています。</p>	<p>(1)1月1日に外国人登録をしていた市区町村で住民税の課税決定をします。出国していても、それだけで納税義務がなくなることはありません。 (2)外国人登録上の届出をしても、出国先住所の届出義務はありません。このため、実際には通知が郵送戻りとなり、公示送達(法の定める方法で掲示すること)により課税の効力は発生しますが、本人は知らないという状態になります。その後、日本での勤務先や日本の金融機関に情報がないかを調査して連絡先を探します。連絡先が判明する割合はわずかで、連絡していても反応がない場合がほとんどです。 (3)身元保証人の届出があるのは、永住者等いくつかの要件の場合に限られます。また、身元保証人の義務も入国管理上の義務に限られると理解しています。 (4)外国籍の方でどの国にいるか分からない状態では、大使館等に照会することはできません。 (5)公示送達により法律上の納税義務が発生した後に再入国しない場合は、そのまま5年間は納税義務が継続します。その後、時効により納税義務が消滅することになります。納税義務が継続している間は、収納率に反映しています。</p>	<p>(1)申請後の調査で扶養義務者に関する聴取を行う一方、申請者が申し立てる本籍地に戸籍謄本の発行を依頼し、扶養義務者の存否並びに居所の確認を行います。扶養の意思確認は、申請者から聴取した、扶養義務者の家族・収入状況や申請者とのつながり等の実状に応じた扶養の期待・可能性を検討した結果、扶養照会等を行う必要があると判断された扶養義務者に対して、文書等にて行います。 (2)母国に住む扶養義務者については、申請者から、扶養義務者の家族・収入状況や申請者とのつながり等の実状の聴取により行います。また、扶養の意思確認については日本人と同様、扶養の期待・可能性があると判断した場合に文書等で調査を行います。 (3)母国の政府に対して住民票や籍の発行依頼は行っていません。 (4)申請者からの資産申告に基づき関係機関等への調査を行います。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

静岡県	静岡市	<p>外国人の収納率(※1)については、静岡市では算出していません。未納対策については、浜松市のような特別なグループによる取組は行っていませんが、市・県民税のあらしや申告について説明した外国語のチラシを作成し、外国人が訪れる機会の多い区役所税務課及び戸籍住民課、市役所国際課(国際交流協会)に配置しています。また、滞納している方に対しては、外国語の納付催告書などを使用し、納税指導を行っています。<参考1(※2)> 静岡市の人口 724,430人(※3) 内外国人人口 8,348人(※4) 外国人の占める割合 1.15%(※5)<参考2(※6)> 平成21年度市・県民税普通徴収現年課税分(※7) 収納率 91.69% 収入未済額(※8) 1,987百万円 平成22年度市・県民税普通徴収現年課税分 収納率 92.11% 収入未済額 1,578百万円 ※1 静岡市では収納率と表現しています。収納率=収入額÷調定額×100(小数点以下第3位切り捨て) ※2 静岡市ホームページに掲載されている情報管理課作成の平成23年6月7日公表(平成23年5月末現在)データより引用 ※3 住民基本台帳登録人口及び外国人登録者数の合計 ※4 外国人登録者数 ※5 外国人人口÷静岡市の人口×100(小数点以下第3位切り捨て) ※6 平成22年度決算(平成23年5月末現在)データ ※7 市民税と県民税に区分した集計は行っていません。 ※8 滞納額のことです。</p>	<p>日本国籍を持たない方は生活保護法の適用対象とならず、法による保護は受けられませんが、昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知により、当分の間、法による保護に準ずる取扱いをすることとされています。対象となるのは、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者等の在留資格を有する外国人であり、短期滞在、興行、留学等の在留資格や不法滞在者については対象となりません。保護の申請に際して外国人登録証明書の提示が必要である点は日本人の場合と異なりますが、家族構成や生活実態、収入や資産の状況、扶養義務者の扶養能力等について調査するのは日本人に対する場合と同様で、申請者からの詳細な聴取りに加え、金融機関や保険会社、社会保険事務所等や扶養義務者である親族に対する照会が行われます。ただし、日本のような戸籍制度を有する国は稀有であるほか、国内法である生活保護法に規定する調査の嘱託や報告の請求は国外の機関には及ばないことから、日本人の場合よりも把握が困難であり、「適格な把握のためには申請者等の協力を特に必要とする」ことは前記通知の運用指針にも明記されています。また、国籍による取扱いに差はありませんが、太平洋戦争の終戦前から国内に在留する当時の朝鮮人・台湾人とその子孫についてのみ、都道府県知事による領事館等に対する保護や援護が受けられないことの確認は当分の間不要とされています。これらのほか、外国人に対する保護は、法律上の権利として保障したのではなく、単に一方的な行政措置によって行われているものであることから、権利として保護の措置を請求し、また不服申立てを行うことはできないこととされています。</p>	<p>(1)課税されます。 (2)納税管理人が定められている場合は、納税管理人あて納税通知書を送付します。納税管理人が定められていない場合は、国内の最終住所地に送付します。(家族が居住している場合等があるため。) (3)協力依頼はしていません。 (4)行っていません。 (5)反映されています。</p>	<p>外国人に生活保護を行う場合の調査については、外国人登録原票に記録される入国以来の居住地、職業、勤務先、日本国内の親族等の情報をもとに、本人からの詳細な聞き取りを行い、それらをもとに調査を行います。先の大阪市の事件に鑑み、必要に応じ入国管理局にも照会を行うことが可能と考えますが、準用される生活保護法は国内法ですので、現時点では日本国外の機関に対する調査権限はありません。</p>
静岡県	浜松市	<p>ご質問の数値は、平成20年度市・県民税普通徴収分の納付率です。平成22年度市・県民税普通徴収分の平成23年4月末現在の同納付率は、以下のとおりです。 浜松市全体91.99% 外国人56.54% 改善策とその経過結果：外国人対策としては、外国語が堪能な職員の配置、催告業務の民間委託における通訳の配置、外国人に対する納税意識の高揚対策(租税教室、ちらしの作成)などを実施しています。また、外国人を含め市全体の納付率を向上させるため、法的処分の徹底を図ることや特別徴収事業所の拡大などの対策を、複合的に実施したことにより納付率の改善がみられました。</p>	<p>生活保護申請時における扶養義務者への確認方法についてお答えします。まず、日本国籍を有する場合ですが、申請者からの申告を基本としつつ、必要に応じて戸籍により扶養義務者の存否や居所を把握し、高齢な方など扶養の可能性が期待できない方を除き、文書等により扶養義務者へ扶養能力調査を実施しております。申請者が外国籍の場合には、戸籍による扶養義務者の存否・居所の把握ができないため、申請者からの申告を基本として扶養義務者の存否・居所を確認し、日本国内に居住している扶養義務者に対して文書等による調査を実施しております。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、定期的な訪問や連絡、一時的な子どもの預かり等、精神的な支援についても確認しております。いずれにしましても、生活保護の扶養義務調査につきましては厚生労働省の示す実施要領に基づき実施しておりますので、ご理解をいただきますようお願いをします。</p>	<p>(1)個人市民税の賦課期日は、当該年度の初日が属する年の1月1日とされており、前年の所得に対して課税することになります。 (2)納税通知書を送付する前に、本人から出国を理由とした予納(事前納付)の申出があった場合には、予納(事前納付)により納付されます。また、納税管理人申告書が提出されている場合には、納税管理人对して納税通知書を送付して、納付をお願いすることになります。なお、送付した納税通知書が返戻され、調査を行っても送達先が判明しない場合は、公示送達の手続きをとります。この場合は、法令上、掲示を始めた日から起算して7日を経過した時点で、書類の送達があったものとみなされます。 (3)身元保証人は研修生に対していますが、一般の外国人には身元保証人はいないので協力依頼はしていません。 (4)地方税法にもとづく課税等であり、国外までの調査権はありませんので問い合わせ等は 行っていません。 (5)収納率には反映させています。</p>	<p>生活保護の申請があった場合、生活保護制度に優先して、その方が持つ預貯金等の資産を生活の維持に充てていただくことが原則であることから、生活保護法第29条の規定に基づき、必要に応じて金融機関に対して資産の保有状況を調査しております。しかし、外国籍申請者の母国に対する資産調査については、海外には国内法である生活保護法の効力が及ばないことから実施しておりませんので、ご理解をいただきますようお願いをします。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

静岡県	三島市	<p>平成21年度実績における個人市民税の納税率は、全体で97.3%、外国人に於いては65.75%となっており、人口割合については、三島市全人口112,114人に対し、外国人は1,358人で、約1.2%を占めております。また、平成20年度の個人市民税の納税率は、全体で97.16%、外国人は63.14%で平成21年度より前年度比較において、納税率増となりました。なお、三島市において外国人対策グループはありませんが、国際交流室所管のポルトガル語及びスペイン語の通訳を活用するとともに、外国人の滞納者を多く雇用している会社へは個別に訪問し協力を依頼しております。</p>	<p>生活保護法第1条で、日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮に応じて必要な保護を行う事になっております。外国人には法の適用対象とならないのでありますが、当分の間生活に困窮する外国人に対して、一般国民に対する生活保護の決定実施の取り扱いに準じて保護を行うことになっております。つきましては、外国人の保護は報を準用して行うのであるから、扶養義務調査においても調査する必要があります。外国人におきましては戸籍を調査できませんので保護を必要とする人から、親、兄弟、子供等の聞き取りを行い扶養義務調査をおこなっております。日本人の扶養義務者は、保護を必要とする人から3親等まで聞き取り調査し、住所が不明な扶養義務者には戸籍にて住所を確認して扶養調査をおこなっております。</p>	<p>(1)賦課期日の1月1日まで引き続き一年以上居住している外国人については、賦課期日現在の居住地に住所があるとされ、納税義務者となります。(担当:市民税課) (2)(3)(4)6月の納税通知前に出国した場合、日本国内に居住する親族の有無、国税の納税管理人の設定の有無や給与支払者からの情報収集等調査を行い、納税通知書の送付先が不明であった場合は公示送達となります。(担当:市民税課) (5)納税率に反映しております。(担当:収税課)</p>	<p>外国人が母国で保有する預金、不動産におきましては市福祉事務所では調査をしておりません。外国人から生活保護の申請がありましたら、在日外国人への生活保護法の適用の根拠であります「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日、社発第三八二号、厚生省社会局長通知)が現在も有効ですので、同通知により事務処理を行っております。</p>
静岡県	富士市	<p>富士市では、外国の方だけを取り上げて、納税率をだしていません。外国の方には、言葉の問題・風習・伝統の違い等、税金の問題だけではなく、日本の市民文化・法規に馴染めない方が多くいるものと思われます。富士市では市民安全課外国人相談窓口を設置し、スペイン語・ポルトガル語の通訳を常駐させ、外国の方の各種相談(福祉・育児・納税等)については、担当部署に同行させ、直接面談しております。市民安全課に問い合わせしたところ、平成22年度相談件数9,860件中1,208件が税に絡む相談がありました。平成24年度からは会社にお勤めの方には、個人住民税は特別徴収(給与の天引き)が始まります。外国の方の滞納も減るものと考えられます。富士市は浜松市と異なり、グループを作って対応しているのでなく、日本人と同様に滞納があれば、法に照らして滞納処分(差押等)を行っております。</p>	<p>外国人に対する生活保護の措置については、厚生省社会局長通知により定められており、生活に困窮する外国人で保護を受けようとするものは、外国人登録法により登録をした居住地を管轄する保護の実施機関(市役所)に対し、申請者の国籍を明記した申請書と外国人登録証明書を呈示することになっております。保護にあたっては生活保護法を準用していることから、一般国民と同様に必要な種々の調査が必要となります。しかしながら、外国人は生活実態・家族構成・稼働状況・収入状況等、的確な把握が困難であるため、申請者の協力についても多分に必要となります。これらを十分に検討した結果、申請者に保護を要すると判断された場合、市役所から県知事へ外国人からの申請について報告をいたします。県知事は、申請者の属する国の代表部若しくは領事館、又はそれらの斡旋による団体等から必要な保護・援護を受けることができないことを確認し、その結果を市役所へ報告することとなっております。外国人の申請時には、国籍を明記した申請書と外国人登録証明書を呈示することになっております。</p>	<p>(1)課税権についてはご指摘の通りですが、1月1日に当市に居住していた外国人の方でも、1年未満の滞在の場合課税権自体が発生しないため、納税通知は行われません。 (2)それ以外の方の場合には課税権が発生しますが、勤務先などの外国人本人に代わる納税管理人を設定し、その方へ納税通知を行います。 (3)行っております。 (4)それは行っておりません。 (5)帰国が原因で納税が困難となっている場合、当然納税率に反映します。</p>	<p>ご質問のありました母国での扶養義務者・資産の確認については、大使館や領事館の判断となります。ただし、生活保護法を準用していることから、一般国民と同様に、申請者の国内で関連のありそうな金融機関・生命保険会社への資産照会を行いますし、国内の把握可能な扶養義務者への照会も行います。外国人に対する保護は、これを法律上の権利として保障したものではなく、単に一方的な行政措置によって行っているものではありません。よって、保護を受ける権利に対しての不服申し立てはできないものの日本国内で生活困窮に陥り、保護が必要となれば、法を準用した措置により利益を受けることになります。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

愛知県	名古屋市長古屋市	<p>本市においては、外国人のみの市税納付率の集計はしていません。日本の住民税の制度の案内として「外国人のかたへ 住民税の納税について」というパンフレット(英語版、中国語版、ポルトガル語版、スペイン語版及びハングル版)を作成しているほか、「GUIDE TO JAPANESE PERSONAL TAXES」(英語のみ)という冊子を作成し、栄、ささしま、金山の各市税事務所、国際センター、留学生会館に配置して、外国人のかたの市税への理解に努めています。また、外国人のかたが市税を滞納された場合には、日本人と同様に納税の催告や、催告によっても納付がされないときは、差押え等の滞納処分を行っています。外国人のかたへの催告については、外国語(英語、ポルトガル語、中国語)の催告書を使用しています。</p>	<p>外国人住民の方への生活保護の適用ですが、生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)では第1条に「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」とあります。また、第2条には「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。」とあり、外国籍の方への生活保護の適用はできないことになっております。ただ、外国人登録法により登録された有効な外国人登録証とパスポートの確認と、出入国管理及び難民認定法による適法な在留資格(永住者、定住者等)の確認を行ったうえで、真に生活に困窮していることが確認できた場合には、国の通知に基づき外国籍の方にも生活保護法を準用し、行政措置としての保護を実施しております。その為、外国籍の方につきましても生活保護法にある調査については行ってあります。なお、扶養義務者の方の現況確認の方法につきましては、外国籍の方の国籍によって違いはございませんのでまとめてご回答いたします。外国籍の方に生活保護法を準用する際の扶養義務者の調査につきましては、本人からの聞き取り調査により、扶養義務者の存否の確認及び保護を受けようとする方(以下「要保護者」という)への扶養の可能性の確認を行います。日本人の場合につきましても、本人からの聞き取り調査を原則としておりますが、必要に応じて、戸籍及び戸籍の附票の調査を行い、扶養義務者の存否及び居所の確認を行います。また、外国籍の方及び日本人のどちらに対しましても、要保護者への扶養の可能性があると判断される場合には、扶養義務者の方に問い合わせたり、扶養の可否を文書で回答していただく場合がございます。</p>	<p>(1)外国人のかたでその年の1月1日(賦課期日)に日本国内に住所があるかたは、その1月1日にお住まいの市(区)町村で市民税・県民税が課税されます。 「日本国内に住所があるかた」とは、次のかたをいいます。 1 賦課期日まで引き続いて1年以上日本国内に居住しているかた 2 賦課期日までの日本国内における居住期間が1年未満であっても、入国後継続して日本国内に居住することを通常必要とする職業に就いているかた 1に該当するかたが1月1日以後に出国した場合、市民税・県民税は課税されます。2に該当するかたが1月1日以後に出国した場合でも、原則として市民税・県民税は課税されますが、その出国が日本に入国してから1年以内であった場合には、市民税・県民税は課税されません。 (2)市民税・県民税が課税になるかたが出国する場合、出国する前にあらかじめ納付していただくか、納税管理人を選定し、1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所へ届け出ていただき、その納税管理人あてに納税通知書を送付して納付していただくこととしています。 (3)当該市税が未納になった場合は、納税管理人がいるときは納付の依頼をするとともに、納付がされないときは本人の連絡先の聴取を行っています。 (4)当該市税が未納になった場合において、大使館や現地政府への問い合わせは特に行っていません。 (5)市税が未納の状態であれば、納税率に反映されます。</p>	<p>外国籍の方に生活保護法を準用する際の扶養義務者の調査につきましては、要保護者その他から聴取する等の方法により、母国にお住まいの方も含めた扶養義務者の存否の確認並びに要保護者への扶養の可能性の有無について判断しております。その結果、扶養の可能性が期待できる場合は、当該扶養義務者の居所について、母国の政府に直接住民票等の照会を行うのではなく、要保護者から扶養義務者の住民票等の提出を求め等の方法により確認を行い、当該宛先に直接文書を送付する等の方法によって扶養調査を行っております。最後に、外国籍の要保護者が保有する資産調査につきましては、原則外国の銀行の預金口座及び不動産等の調査は行っておりませんが、外国の銀行でも日本に支店がある場合等、必要に応じて生活保護法第29条に基づき資産調査を行っております。</p>
愛知県	安城市	<p>安城市にお住まいの外国人の方の住民税の納付率及び滞納状況について、統計的にとりまとめていません。未納対策としては、外国人用の納付案内文(ポルトガル語及び英語)の他、国保年金課及び市民活動課の通訳、勤め先企業、外国人の親族等で通訳できる方等の協力を得ながら納税交渉を行っています。</p>	<p>外国人住民については、日本人に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を実施することになっております。そのため、扶養義務者の存否確認や扶養義務の履行の可否についても日本人と同様に調査を行いますが、日本国外に居住する扶養義務者に対してまでは行っていません。また、調査の具体的な方法についてですが、日本人の場合は要保護者からの申告、必要に応じて戸籍謄本等により扶養義務者の住民登録地を確認し調査書類を送付します。外国人住民の場合も、要保護者からの申告により扶養義務者を確認し、必要に応じて外国人登録原票記載事項証明書を該当市町村から取り寄せ、扶養義務者あてに調査書類を送付します。なお、国籍による調査方法の違いはありません。</p>	<p>(1)1月1日の賦課期日現在、当市にいれば課税の対象になります。再入国の許可の有無は関係ありません。 (2)出国している場合、出国先の住所が分かればそこへ送付することになりますが、不明の場合公示送達となります。それから、納付の催告は基本的に本人のみにしか行っていません。また、納付については、財産調査を行ない、財産が発見されれば差押等の処分を行ないます。 (3)出国等により納税が困難になる場合は、納税管理人を設定してもらった場合もありますが、それがされない場合は上記2のとおりです。納税管理人とは、本人が国外にいて納税が困難になる場合、国内で納税の管理をしてもらう人のことです。設定されれば、その方に納税通知書を送付することになり、納付等を本人の代わりに行っていただきます。 (4)大使館や現地政府へ問い合わせは行っていません。 (5)ご質問の納税率と言う言葉が、収納率と同義とするならば反映されます。しかし、財産調査等を行ない、徴収不能であることが明らかになった場合は滞納処分の停止をするため、その後は反映されません。</p>	<p>要保護者の資産保有状況については、生活保護法第29条に基づき関係機関に対し調査を実施しています。外国人についても日本人同様、資産調査を実施しますが、母国の関係機関に対してまでは調査していません。ただし、預金の保有や母国への送金が疑われる場合は、日本国内に支店を有する母国の金融機関に対し預金調査を実施する場合があります。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

愛知県	一宮市	<p>一宮市においては、外国人について税の納付率、滞納額等の算出はしていません。また、現在のところ、外国人も日本人と同様の滞納整理を行っています。(特別な対策はとっていません。)</p>	<p>生活保護支給調査のうち、扶養義務者の現況確認方法については、日本人の場合は、要保護者(生活保護申請者)からの申し出及び戸籍調査により扶養義務者を特定します。扶養義務者が市内在住の場合は現地調査(面接)を行います。扶養義務者が市外在住の場合は郵送にて文書による扶養照会を行います。外国人住民の場合は、要保護者本人及び関係者から詳細に聞き取る方法にて親族調査を行っています。親族が日本国内に在住の場合、現地調査(面接)又は文書による扶養照会を行います。母国の政府・大使館などへの照会はしていません。中国人・韓国人・ブラジル人等、国籍の違いによる現況確認方法に違いはありません。なお、扶養義務調査のみで生活保護支給が決定されるものではないため、外国人が日本人より生活保護が受けやすいことはありません。</p>	<p>(1) 賦課期日(1月1日)まで引き続いて1年以上居住している外国人および居住期間が1年未満の外国人であっても、入国後継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合には課税となります。 (2) 納税通知書(税額通知書)は公示送達を行い、本人に通知したものとみなします。 (3) 市民税県民税の賦課・納付において外国人の身元保証人の考えはありません。雇用主などに納税の協力依頼は行っていません。 (4) 大使館や現地政府への問い合わせは行っていません。 (5) 納税がされていない場合は、未収入額に算入され、収納率に反映させています。具体的には、・調定額(帰国外国人に対しての調定を含む)…100 ・収入額…95 ・未収入額(帰国外国人の未収入額を含む)…5 としますと、$\text{収納率} = \frac{\text{収入額}}{\text{調定額}} \times 100$ は、$\frac{95}{100} = 95\%$ となります。 ※「調定額」とは、賦課決定された税額をいいます。賦課を取り消したり、税額の軽減をした場合は、これらの額を減額した額が調定額となります。また、税額を追加決定した場合には、追加額を増額した額が調定額となります。</p>	<p>外国人が母国で保有する銀行の預金・証券・不動産の調査は、要保護者本人から詳細に聞き取る方法にて対応しています。母国へ書面にて照会する調査は行っていません。なお、日本国内の金融機関、生命保険会社には文書による照会を実施しています。</p>
三重県	四日市市	<p>外国人住民に限定した住民税の納付率は、本市では統計把握しておりませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、外国人住民に限定した住民税の納付率については把握しておりませんが、市税全体の滞納額の統計では、平成22年度当初の全体滞納に占める外国人住民の滞納額割合は、約13%となっております。また、本市においても外国人住民の未納対策を実施しています。主だった対策としては、まずは税の知識や納税意識の啓発が重要と考えており、広報誌の配布や納税通知書、催告書などの文書送付時には、母国語(ポルトガル語・スペイン語・英語)翻訳した文書を送付し対応しております。あわせて、毎年7月～9月に集中対策期間として、外国人住民の滞納者には、直接訪問のうえ面談し、納付指導や納付相談を行っており、指導、相談時には外国語記載の指差しシートなどを活用して対応しているところです。</p>	<p>・扶養義務者の確認について生活保護の申請があった場合、戸籍謄本等により扶養義務者の所在を確認し、扶養届書により、援助の可否や家族や収入の状況、電話等の連絡先を確認しています。扶養義務は「保護に優先して行われる」ものなので、扶養義務者に対してはできるだけの援助をお願いしておりますが、扶養届書は金銭援助をお願いすることだけを目的としているのではなく、日常生活の見守りや、緊急時の対応など保護受給者の社会的・精神的支援もお願いするものです。外国人に対しては、ご指摘のように戸籍がありませんので、扶養義務者の所在確認が難しい状況にあります。このため、面接相談の中でより詳しく聞き取りを行い、四日市近隣に扶養義務者が住む場合、できるだけ市役所に来所いただくよう申請者を通じて働きかけていただき、扶養義務者と面接行う中で金銭援助の働きかけを行っております。外国人の本国政府への問い合わせは行ってありません。 ・現況確認の仕方について日本人に対しては戸籍等で扶養義務者の住所を確認し、扶養届書を送付できますが、外国人(国籍を問わず)の場合は申請者等からの聞き取りや、申請者本人から扶養義務者への働きかけが中心となります。</p>	<p>(1)1月1日に居住し課税所得がある場合は、住民税の課税がなされます。 (2)課税に対する通知をする場合、通常、郵送による送達で行います。出国にあたり地方税法第300条に基づき納税管理人が申請されている場合は、納税管理人に通知し納付がなされます。また、納税管理人の申請がなく、国外に転出し出国先住所等が不明により郵送による送達が出来ない場合は公示送達を行い、その後、納付がなく滞納となった場合は滞納処分を行います。 (3)身元保証人への連絡先調査や、納税協力依頼は行ってありません。 (4)大使館や現地政府への問い合わせは行っていませんが、入国管理局への照会は状況に応じ行っております。 (5)未納額として納税率に反映させています。</p>	<p>外国人から生活保護の申請があった場合、居住地や前住地近辺の金融機関や生命保険会社等を中心に資産調査を実施していますが、外国人の母国の資産の調査は実施していません。保護の決定にあたっては、金融機関等に対する資産調査のほか、申請前の収入の申告(通常は申請前3ヶ月間の給与証明等の添付)、自宅訪問による実施調査等を行い、申告にある収入・資産や生活状況に不自然な点が無いか確認しています。生活保護は一定の生活水準が保障される半面、例えば、1自動車の保有・使用が原則禁止される、2家賃が基準を超える場合、基準内の借家に転居しなければならぬ、など個人の権利が制限される側面がありますので、多額の資産を持っている外国人があえて保護を申請するというケースは、今のところ無いものと考えています。なお、預金・生命保険等の調査にあたっては、金融機関等から本人の同意書の提出を求められますので世帯員全員の同意書を記入していただきますが、特別永住者など本名とは別に通名を使用している場合は、本名、通名とも同意書に記載していただいています。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

兵庫県	神戸市	<p>神戸市では住民税納付率を外国人としての括りとして、統計・集計は取っておりません。また、外国人だからという理由での未納の対策も行っていません。</p>	<p>生活に困窮する外国人に対しては、厚生労働省の通知に基づき生活保護法による保護に準ずる取り扱いを行っております。外国人から保護の申請があった場合、原則として、当該外国人が属する国の代表部もしくは領事館に保護又は援護制度の有無について問い合わせを行い、必要な保護又は援護が受けられないか確認しております。外国人の扶養義務者の確認方法ですが、戸籍での確認ができないため、本人の申立てに基づき調査を行っております。中国人、韓国人、ブラジル人で確認方法の違いはございません。</p>	<p>(1)市県民税の賦課期日が1月1日ですので、基本的には課税される事となりますが、正しくは、その1月1日を基準として、1年間主たる居住地であったかどうかにより賦課対象の判定を行います。 (2)海外の方へ納税通知書をお送りする場合は、納付書の使用や海外送金等についての説明文を同封しております。なお、海外に転出されることを事前に把握している場合は、納税管理人を選定いただく、あるいは、予めお納めいただくようお願いすることとしています。 (3)身元保証人の特定ができないため、勤務先等への調査を行っています。 (4)必要に応じて調査しています。 (5)未納になっている場合、居住調査及び財産調査はさせていただきます。</p>	<p>外国人から保護の申請があった場合、原則として、当該外国人が属する国の代表部もしくは領事館に保護又は援護制度の有無について問い合わせを行い、必要な保護又は援護が受けられないか確認しております。外国人の要保護者が母国で保有する資産については、生活保護法では調査の権限はなく、調査を行っておりません。</p>
兵庫県	尼崎市	<p>尼崎市における外国人住民の住民税納付率については、統計調査を行っていないことから、お示しすることができません。また、尼崎市においては、外国人の方も日本人と同様に滞納整理を行っており、参考に御教示いただきました浜松市のホームページ上に掲載されておりますような外国人の方々への収納対策については、行っておりません。</p>	<p>1.外国人の扶養義務者等への状況確認について 生活保護法第1条により、外国人は生活保護の対象となりますが、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、生活保護法の決定実施の取扱に準じて保護を実施しております。また、通知文に基づき、外国人が要保護状態と認められる場合は、保護の実施機関が都道府県知事に報告し、都道府県知事より当該要保護者が属する国の代表部若しくは領事館(支部又は支所のある場合にはその支部または支所)又それらの幹旋による団体等から必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することにより、状況確認を行うこととしています。ただし、要保護者が朝鮮人(韓国人を含む)及び台湾人については、当分の間都道府県知事を通じて領事館等への確認を必要しないと既定しており、本市においても確認は行っていません。 2.中国人、韓国人、ブラジル人、日本人に対する扶養能力調査について 上記のとおり、外国の方については、生活保護法の決定実施の取扱に準じることから、生活保護法に準じて扶養能力調査を実施しております。</p>	<p>(1)賦課期日となる1月1日に本市に居住している場合は、外国人かどうかに関わらず課税しています。 (2)勤務先からの給与支払報告書による課税の場合は、原則として勤務先あてに通知の上給与天引き(特別徴収)による納税となりますが、退職されている場合や給与以外の所得に対する課税の場合は、本人あて(普通徴収)に納税通知書を送付しています。 (3)そのような依頼は行っていません。 (4)大使館や現地政府等への問い合わせは行っていません。 (5)納税率につきましては、外国人の未納者も含めた全体の納税率を算出してあります。</p>	<p>平成22年6月2日付けで回答させて頂いたとおり、都道府県知事より当該要保護者が属する国の代表部若しくは領事館などを通じて必要な保護を受けることができないことを確認しています。それ以外の確認方法はとっておりません</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

兵庫県	宝塚市	宝塚市における外国人の住民税納付率についての状況ですが、残念ながら本市において国籍による統計はとっておりません。また、上記の状況から国籍別の未納対策特別グループ(チーム)といった制度も取り入れておりません。ご参考にならず申し訳ありません。	外国人住民に関する生活保護支給調査については、日本国籍の方に準じて取り扱っております。	<p>まず、市県民税(個人の住民税)のお問い合わせとして(1)~(4)までお答えしますが、制度の説明上、箇条書きになりませんことをお伝えします。</p> <p>さて、住民税の場合、外国人の納税者が1月1日の賦課期日に本市に居住していて、前年中の国内所得があり、課税になる場合には、勤務先からの給与所得者は給与支払報告書(源泉徴収票の複写分)を1月末までに、給与所得以外の申告者は3月15日までに税務署及び市役所に提出することになりますが、この時点で外国人納税義務者(以下納税義務者と呼びます。)が帰国する旨の申し出がある場合は、帰国時期を聞き、それまでに予納の手続きを取るか又は、納税管理人を立てていただき(身元保証人等がこの役をしてもらう場合はこの人;以下納税管理人と呼ぶ。)6月の課税時期に納税通知書を送付します。納税義務者から申し出なく、5月の勤務先宛の特別徴収決定通知書または6月の市県民税納税通知書を送付した場合は、会社から本人退職済みの届けを出してもらうか又は、転出先を勤務先等が把握しているときはそこに、送付します。個人宛納税通知書が帰ってきた場合には、調査を行ない(外国人登録転出先又は入国前住所や、前勤務先及び確定申告作成者などに照会し)転出先へ納税通知書を送付します。それでも不明な場合は、公示送達という手段で課税を行い、再入国、関係先が判明した段階で納付いただくということになります。</p> <p>(4)については、まず、大使館及び領事館は日本国内でどこにどんな自国民がいるか把握していない可能性が高いと考えますし、地方税法は日本の国内法であるため現地政府及び在日大使館には効力は及ばないと考えます。</p> <p>(5)外国人の帰国が確認され連絡がつかない場合、財産があれば滞納処分行い税に充当しますが、ない場合は執行停止をしますので、納税率に反映することになります。</p>	生活保護を申請した外国人も資産調査を行っています。海外の資産についても保有していれば原則処分をしていただくこととなりますが、原則本人からの申告に基づいての調査となります。
兵庫県	加古川市	本市におきましては、外国人のみを対象とした住民税(市・県民税)の収納率調査は実施しておりません。未納対策におきましても、日本人、外国人を問わず、滞納者に対しては、休日や夜間の電話督促、外勤徴収などの対策を行っております。	外国人から申請があった場合は、厚生省社会局長の通知(昭和29年5月8日社発 第382号)に基づき、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて保護を行うこととされており、通常調査のほか下記の手続きを行います。1.外国人登録証明書の提出。2.提出された申請書と登録証明書とを照合し、間違いがなければ申請受理となります。3.保護開始後に、申請書の写と登録証明書の写を県知事に郵送にて報告します。報告を受けた県知事が、申請者の属する国の領事館等に必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、保護の決定となります。*なお、申請者が朝鮮人及び台湾人である場合には、県知事への報告は必要ないとされています。*また、中国残留邦人については生活保護と同等の支給を他の法律に基づき受けることができます。ご質問にあるように、国外に扶養義務者がいる場合は、申請者の申し出による把握しかできないのが実情です。しかし、日本人より外国人の方が生活保護を受けやすいということはありません。	<p>(1)当該年度の1月1日に本市に住所があった外国人の方には住民税が課税されますが、前年中の所得と控除の内容によっては、非課税となる場合もあります。</p> <p>(2)納税管理人を指定・登録されている外国人の方については、納税管理人の方宛てに通知及び納税をしていただいております。納税管理人の登録をされていない外国人の方で納税通知書が届かず戻戻になった場合は、公示送達(地方税法第20条の2)によって納税の通知をしております。</p> <p>(3)外国籍の方が出国や退職をされる場合は、当該年度にかかる住民税の一括徴収や、本人に納税管理人の選定をするよう、事業所に依頼しております。</p> <p>(4)行っておりません。</p> <p>(5)収納率(納税率)に含んでいます。</p>	<p>(1)行っておりません。</p> <p>(2)依頼しておりません。</p> <p>(3)行っておりません。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

大阪府	大阪市	<p>外国人の市税の納付率について、現在、大阪府では集計を行っておりません。なお、大阪市の市民税普通徴収H21現年課税分収納率は90.9%です。参考までに、大阪市の平成21年度市税決算額については大阪府市政平成21年度市税決算額をご覧ください。</p>	<p>外国籍住民の保護について、外国人は生活保護法第1条及び第2条により法の適用対象とならず、法による保護は受けられないが、昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知により、当分の間法による保護に準ずる取扱いとすることとされています。対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人となっています。外国籍住民の親族調査については、生活保護申請時に本人の申告による親族等へ調査及び援助の依頼、確認を行います。不正の疑いがある場合で、中国籍や韓国籍(現在韓国の戸籍制度は廃止となっていますが親族調査は除籍などで確認します。)の方など本国戸籍のある場合は、取り寄せて確認調査する場合もあります。また、外国籍住民の方より入国後すぐに申請の場合、開始にあたっては上陸時と現在の滞在費や身元保証人の実態について確認しており、入国管理局へ文書確認により、入国在留中の一切の経費はどうすると申告し入国したのか、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合にはその方の収入はどうなっていると申告しているのか、身元保証人の身元保証書などの申告内容の確認を行い、生活保護の受給を目的とした入国が明らかである場合は却下するとしています。日本人の場合は、戸籍を取り寄せ親族の把握を行い、扶養援助照会を行っています。また国籍に関係なく資産調査等については、各金融機関や生命保険会社などに資産の調査を行っていますが、生活保護開始後も訪問調査や税務調査等適宜行っています。それにより不実の申請や不正な手段によって保護を受けた場合や開始時に保有している生命保険や預貯金を申告していない場合、また就労収入があるにもかかわらず申告していない場合などが判明した場合は保護費の徴収を決定しています。悪質な場合は告訴等も行っています。</p>	<p>(1)個人市・府民税は国内に引き続き1年以上住所を有する方が納税義務者となり、1月1日現在の住所地となる市区町村において課税されます。そのため、ご質問のように、1月1日以後であれば、納税通知書の送達以前に本市から転出された場合でも、前年中の所得が非課税基準以下などの理由により非課税になる場合を除き、個人市・府民税が課税されます。 (2)納税義務者が出国されるなど国内での個人市・府民税の納税ができない場合は、本市内に住所等を有する方から納税管理人の届出をしていただき、納税は納税管理人の方を通じて行っていただくことになります。 (3)原則として納税管理人の届出をしていただきますので、その都度協力依頼は行っていません。ただし、納税管理人の届出が得られない場合等で、送付先が不明であるため納税通知書が返戻された場合には、必要な調査を行います。 (4)出国のあるなしにかかわらず、納税通知書が未着により返戻された場合には、全件について調査を行い、調査しても送付先が判明しないもの等については地方税法第20条の2の規定に基づき、交付による送達に代えて、公示送達を行っています。(公示送達とは、送付書類を保管し、いつでも交付する旨を掲示し、掲示を始めた日から7日を経過したときをもって書類の送達があったものとみなすことです。)なお、海外に出国しており、出国先の居所等、調査に必要な本人の情報が把握できない場合は、大使館や現地政府へ問い合わせても本人の特定ができないため、問い合わせは行っておりません。 (5)本市収納率(納税率)は、収入額/調定額で算定しておりますので、反映しております。</p>	<p>(東淀川区より)外国籍の生活保護申請者について、母国で保有する銀行・証券、不動産の資産調査は、生活保護法上、調査権限がないため行っておりません。母国の銀行等の預貯金の入出金について、国内の銀行等を介して利用している場合は、生活保護法第29条により調査することとしています。</p>
大阪府	吹田市	<p>市税につきましては、外国人住民の納付率を出しておりません。また、外国人の滞納者につきましても、通常どおりの滞納整理をしております。</p>	<p>外国人住民の場合の扶養義務者の現況確認につきましては、申請者からの聞き取りで対応しており、通常は母国の政府や親族に問い合わせは行いません。また、国籍による確認方法の違いもありません。生活保護受給者についても同様です。</p>	<p>(1)外国人につきましては、1月1日に吹田市に住所があったということであれば、市民税府民税は吹田市で課税となります。 (2)外国人の住民の方の課税につきましては、日本人の方と同様に当初通知書は住所地に普通郵便で発送しております。当初通知書が返戻になった場合は、公示送達しております。また、納付につきましても、日本人の方と同じように銀行や郵便局でお願いしております。 (3)身元保証人の方がおられることがわかれば、連絡先等の調査を依頼している場合もございます。 (4)大使館や現地政府への照会は行っておりませんが、法務省の入国管理局へは照会しております。 (5)外国人の方の未納につきましても、収入率には反映しております。</p>	<p>外国人の場合の資産調査につきましては、申請者から挙証資料を添付した収入資産申告書を提出していただけます。なお、申請者の母国の銀行預金・証券や不動産に対する調査は行っていません。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

大阪府	柏原市	本市においては、外国人のみの収納率は集計しておりません。また、外国人滞納者と限定しての対策はしていませんが、一滞納者として、自主納付いただけない場合は、法律に基づいた滞納処分を進めております。	1外国人については、本人からの聞き取り調査で確認を行っています。2母国の政府や親族への問い合わせはしていません。国内にいる場合はしています。3国籍の違いによる扶養義務者の現況確認の仕方に違いはありません。4外国人の場合は聞き取り調査です。日本人の場合は、聞き取り調査と戸籍調査を行います。 生活保護受給世帯数…807世帯(平成23年4月30日)うち外国籍世帯…41世帯 生活保護費…18億8719万3614円(平成21年度)うち4分の3が国費。 (参考)保護率(平成22年12月)柏原市…15.47% 大阪府…32.51% 全国…15.60%	(1)1出国前に納税管理人の届けがある場合…納税管理人宛に納税通知書を送付します。2納税管理人の届けがない場合…公示送達を行います。(地方税法第20条の2)以上に従いまして、後問(2)から(4)にお答えさせていただきます。 (2)(1)1の場合には納税管理人様に通知し、納付をしていただきます。(1)2の場合には調査を行ってから、送達困難と認められれば、公示送達を行います。(具体的には、市役所の掲示板で公示します) (3)(1)1の場合には納税管理人様に連絡します。(1)2の場合には、あらかじめ調査を行ってから公示送達をしています。 (4)(1)12のいずれの場合にも行っていません。 (5)(1)12のいずれの場合においても、納税率(収納率)に反映させています。	日本国内に支店を有する銀行等に関しては、生活保護法29条により資産調査を行っております。
大阪府	茨木市	茨木市では、日本人・外国人の区別を設けて滞納処分を行っておりませんので、外国人に限った滞納状況や納付率の把握はできておりません。また、市税をはじめ市の債権の未納者対策を全庁的に取り組んでいます。外国人に限っての未納対策は特に行っておりません。《参考》浜松市の外国人は約30,000人、茨木市は6月1日現在、2,576人です。	本来、外国籍住民は生活保護法の適用対象外ですが、昭和29年5月8日付の厚生省社会局長通知により、当分の間、生活に困窮する外国籍の方に対する生活保護の措置については、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて必要と認める保護を行うよう定められており、当所としましてもこの通知に則り、必要な保護を行っております。母国にいる親族の現況確認等は当所では行っていません。詳しいことはわかりません。当所としては、担当ケースワーカーが適宜聞き取り調査を行い、扶養の可能性があると当所が判断すれば、被保護者に対し、応分の援助を求めよう指導しております。	(1)1月1日に当市に住所があった外国人は、6月の通知前に出国しても当市で課税になります。 (2)このような場合、二通りの納税方法があります。一つは、出国する前に納税管理人を定めていただく方法で、本人の代わりに納税管理人に対して納税通知を送付します。もう一つは、予納していただく方法で、正式な税額決定を行う前に税額を計算して納付していただきます。本人がこのような手続きをしないまま、出国し、通知先が不明の場合、公示送達により通知書を送付することになります。 (3)身元保証人に協力依頼はしていません。 (4)大使館や現地政府に問合せは行っていません。 (5)納税率に反映させております。	お問い合わせいただいた件ですが、生活に困窮する外国人に対する生活保護の取扱では、母国で保有する資産の調査は規定されておられません。母国で保有する資産については、申請者からの聞き取り調査が中心になります。そのため、運用指針では、生活保護申請に基づく種々の調査の際、申請者若しくは保護を必要とする者が実施機関の必要とする協力を行わないため、実施機関が当該外国人についての生活実態の客観的事実が把握できないような場合には、実施機関としては、適正な保護事務の執行ができないので、申請者若しくは保護を必要とする者が急迫な状況にあって放置できない場合でない限り、申請却下の措置をとるべきであると定められています。
大阪府	箕面市	浜松市では、自動車等の製造業において、日系ブラジル人を始めとする多くの外国人が働いておられる状況があり、人口に占める外国人の割合も大きいようです。一方、箕面市に目を向けてみますと、市内や隣接市に大阪大学の施設が存在することから、外国人学生や教員の方が、周辺市と比べて多く住んでおられる状況があります。しかしながら、浜松市と比較すると、外国人住民の数が居住目的に違いがあり、現在のところ、箕面市では外国人住民の滞納者が目立つような状況にはありませんので、外国人住民に限定した特別な取組は行っていません。また、このことに伴い、外国人住民の市税納付率等に関する統計も取っていないのが現状ですので、何卒ご了承ください。なお、ご参考までに、平成21年度における市税収納率は、全体で92.3%、前年比マイナス0.4ポイントとなっています。(平成22年度の収納率に関しては現在整理中です。)	生活保護を開始するにあたり実施する各種調査は、外国人市民であっても日本人であっても同様です。ただ、ご指摘のとおり外国人市民のかたは戸籍調査ができないため、不要義務者に対する調査手順や調査方法は日本人の場合と異なります。ご質問は、その調査手順や調査方法を国籍別に知りたいとのことですが、調査手順や調査方法を具体的に例示することは今後の調査活動に支障をきたすおそれがありますので、回答は差し控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。	・再入国の許可を得ずに出国した場合の市民税は課税となります。 ・出国が送付前に確認できた場合は、事前に調査します。 ・納税管理人等の指定がある場合は、指定人へ送付します。 ・給与支配い者等に可能な限り連絡先等の照会を行っています。 ・大使館や現地政府への問い合わせは行っていません。 ・納税率からは削除しています。	生活保護を開始するにあたり実施する各種調査は、外国人市民であっても日本人であっても行います。ただ、調査手順や調査方法を具体的に例示することは今後の調査活動に支障をきたすおそれがありますので、回答は差し控えさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

<p>奈良県</p>	<p>生駒市</p>	<p>本市におきましては、外国人であっても税負担及び納付に関しましては特段の区別はいたしておりません。よって「外国人の住民税納付率」といった統計はございません。 また、未納対策につきましては、全ての未納者に対して督促、催告等を行い、納付指導に努めております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	<p>先ず、生活保護法は国民を対象としたものであり、外国籍の方は対象とはなりません。国からの通知により、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国籍の方については、「法による保護に準ずる取扱いをする」とこととされています。保護の申請があった場合、日本人の場合は戸籍等により、外国籍の方については外国人登録証明書により本人確認を行うとともに、申請人からの聴き取りにより生活実態、家族構成、稼働状況、収入状況及び扶養義務者の存否等を把握しています。ご質問の扶養義務者に対する調査は、日本人であれば申請人からの聴き取り及び戸籍等の調査結果に基づき調査を行います。外国籍の方の場合は、申請人からの聴き取りに基づき日本国内に居住されている扶養義務者について調査を行っています。また、国籍が朝鮮、韓国、台湾の方の場合を除き、上記の扶養義務者に対する調査とは別に、奈良県を通じてその国の代表部若しくは領事館等から必要な援護を受けることができないことの確認を行った上で、保護の決定を行うこととなっています。なお、申請者及び同居世帯員に関する資産調査についても国籍に関係なく実施しており、お問い合わせのように、日本人より外国籍の方が生活保護を受けやすいものではありません。</p>	<p>(1)課税になります。 (2)通知の送達につきましては、事業所への問い合わせや現地調査等を行います。送達ができない場合は公示送達を行います。 (3)依頼はしていません。 (4)行っていません。 (5)反映させております。</p>	<p>外国人の生活保護申請に係る母国に住む扶養義務者の確認及び扶養の意思の確認については、本人からの聞き取りにより確認しています。日本に在住する外国人には「外国人登録証」が発行されますが、それについても本人の聞き取りにより発行されているものであり、本人の聞き取り以外には市から直接当該国へ照会をかけることができないため、前回回答しましたとおり、奈良県を通じてその国の代表部若しくは領事館等に必要の援護が受けられるかどうかの確認を行っています。また、母国への資産調査については、銀行、証券及び保険会社の在日支店を通じても本国の支店へは照会をかけることができないため、不動産調査も含め、本人からの聞き取りにより確認をおこなっています。</p>
<p>広島県</p>	<p>広島市</p>	<p>本市におきましては、外国人の住民税納付率を特別に算出しておりません。また、人口に占める外国人の割合は、浜松市が約4%であるのに対して、本市では約1.4%、市全体の住民税滞納額のうち外国人の割合は、浜松市が約25%であるのに対して本市は約6%となっております。なお、収納対策についてですが、外国人特有の言語の問題等があることから、必要に応じて、個別に納税証明書や督促状等の翻訳を行うなど対応しておりますが、滞納整理については日本人の方と同様に実施しております。</p>	<p>外国人については、生活保護法第1条により、法の適用対象となりませんが、生活に困窮する外国人については、永住・定住資格等の在留資格を有する者に限り、生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行うことになっております。この場合、支給前に行う生活保護支給調査については、外国人住民であっても、日本人と同様に保護の決定に必要な種々の調査を行っています。扶養義務者の現況確認は、保護の決定に必要な種々の調査の1つです。日本人の場合、扶養義務者の居所について、まず、要保護者に状況を申告していただき、確実な居所がわからない場合などは、戸籍謄本等により確認することとしています。次に、扶養の可能性については、要保護者から各扶養義務者の職業・収入等について聴取り、必要がある場合は、さらに課税状況を調査します。その結果、扶養能力があると判断された者に対しては、文書送付や電話連絡などの方法で扶養義務の履行を求めていくことになります。ご質問の外国人住民の場合ですが、国籍による違いはなく、基本的には日本人と同様の確認を行っています。戸籍での確認はできないため、広島市内における外国人登録の状況を、本市の福祉情報システムにより確認しています。日本人、外国人住民ともに、国外に居住する扶養義務者に扶養義務の履行を求めることは相当困難であり、また、扶養義務者からの援助が可能という理由で、保護申請が却下となる事例は少ないのが実態ですが、今後も可能な範囲での扶養義務の履行を求めてまいります。</p>	<p>(1)個人住民税の納税通知書を送付する前に出国された場合であっても、賦課期日(1月1日)まで引き続いて一年以上地方税法の施行地に居住している外国人等については、賦課期日現在の居住地に住所がある者として、均等割及び所得割を課税することとなります。 (2)納税通知書は、出国後の居住地が判明している場合は当該居住の住所地に送付します。なお、国外に出国される際、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人等を定めている場合は、当該納税管理人に送付します。 (3)送付した納税通知書が返戻となった場合や、納税管理人を定めることなく国外に出国し、出国先の居住地が不明の場合は、旧勤務先等の関係人に出国後の居住地について聴取するなど、その把握に努めるようにしています。 (4)上記調査等により出国先の国名のみ判明したとしても、所在地まで判明しない限り、具体的に個人を特定しての照会ができないことから、大使館や現地政府への問い合わせまでは行っておりません。 (5)出国先の居住地が不明で、連絡がつかないことが明らかな外国人の未納の徴収金については、他の徴収金と同様に、その額を未納額として扱い納税率を算出しております。</p>	<p>保護が必要な外国人については、生活保護の決定実施の取扱いに準じて資産調査を行うことになっております。生活保護法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されており、資産の保有状況を聴取する必要があることから、申請者自らが正しく申告するよう指導し、また、その結果、活用可能な資産があれば、活用した後に申請を行うよう助言しています。実態として、海外の物件等の資産について、照会した事例はありませんが、調査が必要と判断した場合、生活保護法第29条を準用し、申請者から調査に対する同意書を受領した上で、国内の支店や領事館等に照会することとなります。</p>

外国人住民の住民税納税率と生活保護支給前調査の実態

福岡県	行橋市	<p>行橋市では、日本人と外国人を区別することなく、一律に納税義務者として取り扱っておりますので、特に、外国人の住民税納付率を把握しておりません。また、外国人の未納対策もありません。</p>	<p>外国人の生活保護支給調査について 生活保護法では、外国人は生活保護法第1条及び第2条により法の適用対象とならず、保護に準ずる取り扱いをすることとされています。(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人となっています。扶養義務の取り扱いについては、国籍に関係なく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(厚生労働事務次官通知第5)にて、要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう要保護者に指導することとなっている。 ・(厚生労働省社会・援護局長通知第5)「扶養義務者の存否の確認について」にて「(1)保護申請があったときは、要保護者の扶養義務者を速やかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること」とあります。確認した後、主に郵送にて扶養照会を行います。 <p>外国人に対しましては、国籍に関係なく本人より、聞き取り調査を行い、本人より扶養義務者へ支援を求めるよう指導しますが、言葉の壁、各国の文化、法律の違いもあり国外にいるものに対しては、扶養出来ないものとして取り扱い、外国への扶養義務調査は、行っておりません。生活保護の適用については今現在、困窮状態にあるか、否かであり、扶養義務者からの金銭的援助が望めない状況であれば、保護開始となり、日本人、外国人の違いはないと考えます。</p>	<p>日本の税法は「外国人(外国籍)」であっても、日本人と特段異なる扱いはされておりません。税法の判断基準は、「居住者」であれば、通常の日本人労働者と同じように課税致します。これは住民税の根拠法となっている地方税法においても同様です。ただし、租税条約に基づく免税措置という例外があります。これは国際間の二重課税を防止するために設けられたものですが、日本政府は様々な国とこの租税条約を結んでおり(国税庁ホームページ参照)、外国人労働者の積極的な受け入れを行っております。この免税措置は、住民税にも適用され、行橋市における外国人就労者もその大半が免税となっているのが現状です。さて、本題の「再入国の許可を得ずに出国した場合の」外国人に対する徴収ですが、まず、当該外国人から住民税を徴収するためには、納税通知書の交付を行わなければなりません。この交付が困難な場合には、公示送達(法的に納税通知書が納税者に達したことにする)という手段を使い、納税通知書を交付したものとします。その後の流れとしては、通常の日本人滞納者と同様に財産調査や身辺調査などを行います。その中で、追跡不可能者や財産がない者に関しても、納税率には反映することになっています。徴収に関しては特区分を設けず、完納に結びつけるというスタンスの基、あらゆる手段の中で、最大限の努力を行っております。しかし、外国人に限らずこのようなケースが横行する場合、何らかの対応をするべきであると感じています。実際、国税では国際徴収部門として専門の部署を設置し、徴収を強化しています。今後の課題として、このような取り組みの費用対効果の観点から、行橋市単体ではなく、京築あるいは福岡県など、広い範囲での対応が必要であると考えています。</p>	<p>外国人の母国での調査は、できません。本人に確認を取ることで確認しています。これは、生活保護法が、国内の法律であるからです。</p>
-----	-----	---	---	--	--